

令和7年度

労働保険 年度更新事務処理の手引き

(労働保険事務組合用)



奥聖岳より望む赤石岳

本冊子は令和6年度の制度をもとに作成しております。国会での審議や法改正により、内容が変更となる場合がありますのでご注意ください。

静岡労働局 労働保険徴収課



☆労働保険料納付時期は以下のとおりとなります。

	法定納期限	口座振替納付の場合
確定不足・概算第1期保険料及び一般拠出金	7月10日	申告 7月10日
		納付 9月8日
概算第2期	11月14日	
概算第3期	翌年2月16日	

☆労働保険納付書（領収済通知書）発送予定時期は以下のとおり、厚生労働省からの発送となります。

概算第2期	11月上旬予定
概算第3期	翌年2月上旬予定

☆労働保険料督促状発送予定時期は以下のとおりとなります。

概算第1期	11月上旬予定
概算第2期	翌年1月中旬予定
概算第3期	翌年3月中旬予定

注意：督促状が発送された事業場は、翌年度の報奨金のうち、定率分（確定保険料に応じて支給される分）の対象となりません。

目 次

第 1 章 労働保険事務組合が行う年度更新の手続き

1	年度更新の概要	1
(1)	保険年度と労働保険料	1
(2)	年度更新	1
(3)	一般拠出金	1
2	年度更新手続きの種類と労働保険料のしくみ	1
(1)	年度更新手続きの種類	1
(2)	労働保険料の種類	2
(3)	一般保険料（労災保険料と雇用保険料）	2
(4)	特別加入保険料	3
3	労働保険料及び一般拠出金の算定方法	3
(1)	確定保険料の算定	3
(2)	概算保険料の算定	4
(3)	一般拠出金の算定	4
4	年度更新手続きの日程と留意事項	5
5	労働保険料の国への口座振替納付制度について	6
(1)	労働保険料の国への口座振替制度の概要	6
(2)	口座振替の対象となる労働保険料等	6
(3)	口座振替納付に係る手続き	7
(4)	口座振替納付の留意点	7
6	年度更新時提出書類一覧	8

第 2 章 年度更新書類の作成と留意点について

1	労働保険料等算定基礎賃金等の報告	9
2	労働保険料・一般拠出金 申告書内訳	11
(1)	申告書内訳の作成方法	11
(2)	申告書内訳（賃金等の報告からの転記方法） 及び特例計算対象者内訳の記入例と留意点	12
3	労働保険概算・確定保険料 一般拠出金 申告書	15
4	納付書（領収済通知書）	17
5	労働保険料等納入通知書	18
(1)	第 1 期 納入通知書の記入例と留意点	18
(2)	第 2、3 期 納入通知書の記入例と留意点	20
6	労働保険料等領収書	21

第 3 章 一括有期事業について

1	有期事業の一括（一括有期事業）とは	22
2	建設事業における元請負人と下請負人との関係について	22
3	労働保険料等の算定方法について	22

4	年度更新の手続きについて	23
5	その他	23
6	一括有期事業報告書の記入について	23
	(1) 報告の対象と記入方法	23
	(2) 請負代金の算出	24
	(3) 賃金総額の算出	24
7	一括有期事業総括表（建設の事業）の記入について	25
	(1) 令和6年度確定保険料等算定欄	25
	(2) 令和7年度概算保険料等算定欄	25

第4章 労働保険料等の滞納に関する取扱いについて

1	滞納事業場が委託解除となった場合	29
	(1) 修正する令和6年度概算保険料額の算出方法	29
	(2) 関係書類の修正等	29
	(3) 提出書類「滞納事業場における確定状況報告」	30
	(4) 年度整理の具体例	31
	(5) 「年度整理」申告書の記入例	32
2	滞納事業場に係る報告と納付	33
	(1) 「労働保険料等滞納事業場報告書」の提出	33
	(2) 「労働保険料等納入事業場報告書」の提出	33
	(3) 滞納事業場への督促、納付見込み状況の把握	33
	(4) 「債務承認書」の提出	34
	(5) 「事故（事業廃止等）事業場報告書」の提出	34
	労働保険料等滞納事業場報告書「組様式第9号」の記入例	35
	労働保険料等納入事業場報告書「組様式第10号」の記入例	36
	事故（事業廃止等）事業場報告書の記入例	37

第5章 労働保険料の訂正について

1	確定保険料の訂正申告	38
2	概算保険料の訂正申告	38
	(1) 概算保険料訂正申告の提出期限等	38
	(2) 訂正申告を行った委託解除事業場の一般拠出金について	38
3	訂正申告に係る提出書類と記入例	39
	(1) 確定保険料を増額訂正する場合の例	40
	(2) 概算保険料を第2期より増額訂正する場合の例	44
	(3) 概算保険料を第2期より減額訂正する場合の例	48
	(4) 還付請求書記入例	54

第6章 中小事業主等（第1種）の労災保険特別加入制度について

1	特別加入者の範囲について	55
2	特別加入の手続きについて	55

(1) 新たに特別加入を申請する場合	55
(2) 健康診断が必要な場合	56
(3) 承認された中小事業主等に変更等があった場合	56
(4) 委託する労働保険事務組合を変更した場合	56
3 給付基礎日額及び特別加入保険料について	57
(1) 給付基礎日額の決定	57
(2) 給付基礎日額の変更	57
(3) 労働保険事務組合を変更した場合の給付基礎日額の扱い	58
(4) 特別加入保険料の計算	59
4 特別加入者としての地位の消滅について	60
5 その他	60
特別加入申請書「様式第34条の7」の記入例	61
特別加入に関する変更届「様式第34条の8」の記入例	62
特別加入状況証明書「静労徴組様式」の記入例	62
労働保険事務等委託解除通知書「組様式第11号」の記入例	64
労働保険事務等委託書「組様式第1号」の記入例	65
保険関係成立届「様式第1号」の記入例	66

第7章 メリット制度について

1 適用の対象となる事業	67
2 メリット事業の申告書等作成時の留意事項	68

第8章 参考資料・様式

用紙ダウンロードについて	69
資料 1 労災保険料率表	70
2 雇用保険率表	71
3 特別加入保険料算定基礎額表	72
4 特別加入保険料率表	73
5 粉じん作業の種類	74
6 有機溶剤	75
7 振動工具の種類	76
8 労災・雇用保険の対象労働者（被保険者）の範囲	77
9 労働保険対象賃金の範囲	79
10 労務費率・労災保険料率表	80
11 業種変更に係る申立書（記入例）	81
様式 1 特別加入を希望しない理由書	83
2 債務承認書・納付計画書	84
3 滞納事業場における確定状況報告	85
4 「債務承認書」証明が受けられない理由書	86
5 滞納労働保険料等督促状況報告書	87
6 事故（事業廃止等）事業場報告書	88
7 特別加入状況証明書	89

凡 例 ・ おことわり

- ◇ 本冊子では、事務処理上の用語について、下記のとおり略称を使用しています。
- ◇ 繰り返し説明する場合では、正式名称の一部を省略している場合があります。
- ◇ 本冊子の中で明示している期日が、関係する機関（労働局・監督署・金融機関等）の閉庁・休日にあたる場合は、その次の開庁・営業日が期日となります（例外あり）。
- ◇ 本冊子の記載例における事業場の名称等は架空のものです。
また記載例における労災保険料、並びに雇用保険料の概算保険料率は、令和6年度の料率に準拠しています。

徴 収 法	……	労働保険の保険料の徴収等に関する法律
労 災 法	……	労働者災害補償保険法
石 綿 救 済 法	……	石綿による健康被害の救済に関する法律
労 災 保 険	……	労働者災害補償保険
一 般 拠 出 金	……	石綿による健康被害の救済に関する法律に係る一般拠出金
年 更	……	労働保険年度更新事務手続き
手 納 付	……	口座振替によらない通常の納付手続き
賃 金 等 報 告	……	労働保険料等算定基礎賃金等の報告
申 告 書 内 訳	……	労働保険料・一般拠出金申告書内訳
総 括 表	……	労働保険事務組合保険料申告書内訳総括表
申 告 書	……	労働保険概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金 申告書
徴 収 ・ 納 付 簿	……	労働保険料等徴収及び納付簿
特例計算対象者内訳	……	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
労 働 局 （ 局 ）	……	静岡労働局（総務部労働保険徴収課）
安 定 所	……	公共職業安定所（ハローワーク）
監 督 署	……	労働基準監督署
事務組合（組合）	……	労働保険事務組合
総 コ ン	……	労働保険事務組合総合コンピュータシステム

第1章 労働保険事務組合が行う年度更新の手続き

1 年度更新の概要

(1) 保険年度と労働保険料

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算します。これを「保険年度」といいます。

労働保険料額は、保険関係が成立している事業と雇用関係を締結している対象労働者の賃金総額に、その事業に定められた保険料率を乗じて算出します。

具体的には、保険年度の初めに概算で保険料を算出し申告・納付を行い、保険年度末に賃金総額が確定した後に精算する方法をとります。

この概算額で申告・納付する保険料を「概算保険料」といい、確定額で申告する保険料を「確定保険料」といいます。

(2) 年度更新

前年度またはそれ以前から既に労働保険に加入している一般継続事業や一括有期事業の事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と、併せて前年度の労働保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

この年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

労働保険事務組合は、事業主からの委託を受け当該事業主に代わって年度更新の手続きを行うこととなりますので、各委託事業主からの「賃金等報告」等の受理・確認及び申告・納付に係る提出書類の作成などのため、相当の時間的余裕をみて事務処理を行い、適正な申告・納付のための万全な注意を図ることが必要です。

(3) 一般拠出金

石綿救済法に係る一般拠出金は、労働保険料の保険年度と同様、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算します。

申告・納付については、労働保険に準じて行うこととなっているため、原則として労働保険の年度更新手続きに併せて行うこととなりますが、概算制度はなく確定精算のみとなります。

したがって、年度途中に委託解除を行い労働保険料の訂正申告を行った事業所についても、一般拠出金は年度更新時に申告・納付を行いますのでご注意ください。

2 年度更新手続きの種類と労働保険料のしくみ

(1) 年度更新手続きの種類

労働保険の年度更新には、次の4種類の手続きがあります。

- ① 継続事業に雇用される労働者及び特別加入者に関する手続き
- ② 一括有期事業において就労する労働者及び特別加入者に関する手続き
- ③ 一人親方等特別加入団体に所属する特別加入者に関する手続き
- ④ 海外に派遣されている特別加入者に関する手続き

労災保険に係る労働者（特別加入者を除く）については、一般拠出金に関する手続きも同時に行います。

(2) 労働保険料の種類

労働保険料の種類は、次の5つに区分されています。

① 一般保険料

事業主が労働者に支払う賃金を基礎として算定する労災保険料及び雇用保険料

② 第1種特別加入保険料

労災保険の特別加入者として承認を受けた中小事業主及び家族従事者等に係る保険料

③ 第2種特別加入保険料

労災保険の特別加入者として承認を受けた一人親方等に係る保険料

④ 第3種特別加入保険料

労災保険の特別加入者として承認を受けた海外派遣者に係る保険料

⑤ 印紙保険料

雇用保険の日雇労働被保険者に係る雇用保険印紙による保険料

（事業主が印紙購入の際に納付するため年度更新時には算出の必要はありません）

(3) 一般保険料（労災保険料と雇用保険料）

労災保険料は、臨時、パート、アルバイト、その他名称を問わず全ての労働者に支払う賃金総額に労災保険率を乗じた額であり、全額事業主負担となります。

労災保険率は、事業の種類ごとに、業務災害及び通勤災害に係る災害率を考慮して決定し、1000分の2.5から1000分の88の範囲内で定められています（参考資料1（70ページ）「労災保険率表」参照）。

さらにこの労災保険率は、一定規模以上の事業については個々の事業ごとに収支率に応じて上げ下げする「メリット制」がとられています。

雇用保険料は、雇用保険被保険者に支払う賃金総額に、事業の種類別による雇用保険率を乗じた額であり、事業主と被保険者がそれぞれの率で負担します（参考資料2（71ページ）「雇用保険率表」参照）。

(4) 特別加入保険料

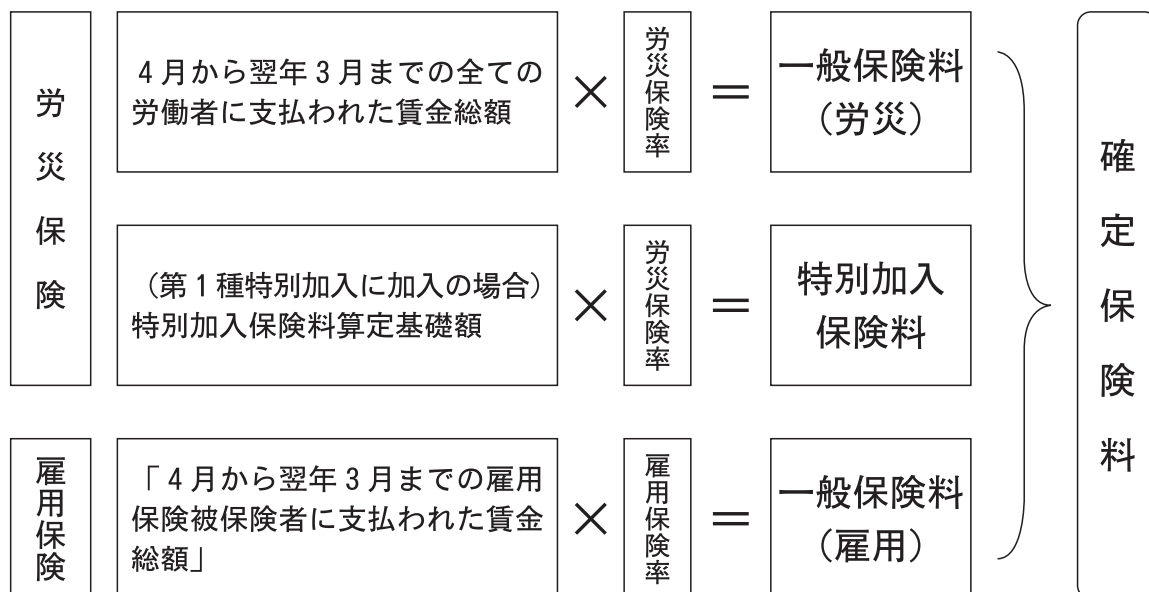
特別加入保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）の総額に第1種、第2種、第3種それぞれの特別加入保険料率を乗じた額であり、全額事業主負担となります（参考資料3（72ページ）「特別加入保険料算定基礎額表」参照）。

特別加入保険料率は、第1種は当該事業の労災保険率と同一であり、第2種は事業の種類ごとに1000分の3から1000分の52の範囲内で定められており、第3種は一律1000分の3となっています（参考資料4（73ページ）「第2種特別加入保険料率表」及び「第3種特別加入保険料率表」参照）。

3 労働保険料及び一般拠出金の算定方法

(1) 確定保険料の算定

標準的な確定保険料算定の概略は下図のとおりです。



① 一般保険料の計算

一般保険料は、原則として事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払われた賃金の総額に、労災保険率と雇用保険率とを合計した率を乗じて計算します。

ただし、二元適用事業については、当該事業の労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係をそれぞれ別の事業とみなして一般保険料を計算します。

一元適用事業であって、労災保険と雇用保険の双方の保険関係が成立し、労災保険と雇用保険の賃金総額が同額である事業の計算方法は、

一般保険料 = 賃金総額 × (労災保険率 + 雇用保険率) となります。

なお、申告書内訳の様式に従い労災保険料と雇用保険料を別々に計算した場合、労災・雇用保険率にそれぞれ0.5以上の小数点以下の端数があれば、上記の計算式と比較して1円の差額が発生することがあります。このような場合は、**労災保険料に1円を加算**してください。

また、労災保険に係る賃金総額と雇用保険に係る賃金総額が異なる場合、または、二元適用事業については、上記概略図のとおり一般保険料の労災保険分と雇用保険分はそれぞれ別に計算し合算して確定保険料を算定してください。

② 特別加入保険料の計算

特別加入保険料の計算方法は、2ページの2(4)特別加入保険料のとおりです。

確定保険料の算定にあたり、年度途中での加入・脱退により加入期間が12ヵ月未満となる場合の計算方法については59ページを、加入期間別の保険料算定基礎額については参考資料3(72ページ)「特別加入保険料月割算定基礎額早見表」を参照してください。

(2) 概算保険料の算定

① 継続事業の場合

継続事業の概算保険料は、保険年度（4/1～3/31）の初めにその保険年度の方を計算し申告・納付します。保険年度の中で保険関係が成立した継続事業については、成立日からその保険年度の末日までの分を計算し申告・納付します。

概算保険料の額は、その保険年度に使用する労働者に支払う賃金総額の見込額にそれぞれの保険料率を乗じて算出します。賃金総額の見込額が前年度確定賃金総額の50/100（2分の1）以上200/100（2倍）以下の場合には、前年度確定賃金総額をそのまま当年度概算賃金総額の見込額として算定します。

② 有期事業の場合

建設の事業や立木の伐採など、当初から事業の期間が予定され工事の完成等所定の目的を達成して終了する事業を有期事業といいます。

有期事業の場合は、保険年度や事業期間の長短に関係なく事業の全期間について概算保険料を計算し、事業開始期間の初めに申告・納付します。よって、保険関係成立日から事業終了予定日までの間における賃金総額の見込額に労災保険率を乗じて概算保険料を算定します。

しかし、小規模な建設の事業や立木の伐採事業を年間を通じて数多く行う場合、事業の開始・終了の都度に保険の加入・消滅の手続きを行うことになり事務処理を煩雑にすることから、年間を通じて一定規模以下の建設の事業や立木の伐採事業を一定区域内で行う場合にはそれぞれの事業をまとめて一つの保険関係で処理することとしており、これを一括有期事業といいます。

一括有期事業は継続事業とみなして処理されますので、継続事業と同様に確定保険料及び概算保険料の申告・納付の手続きを行うことになります。一括有期事業の手続きの詳細については22ページ以降を参照してください。

(3) 一般拠出金の算定

石綿救済法に係る一般拠出金は、賃金総額に一般拠出金率1000分の0.02を乗じて算定します。

一般拠出金＝賃金総額（労災・労働者分）×一般拠出金率（0.02/1000）

なお、一般拠出金に係る主なポイントは以下のとおりです。

- ① 労働保険確定保険料と併せて納付（概算のしくみはない）
- ② メリット制の適用はなく全ての事業で定率
- ③ 対象となる賃金総額は労災保険に係る労働者分のみ（雇用保険に係る賃金総額及び特別加入者に係る算定基礎額は算定対象外）
- ④ 一括納付であり延納（分納）はできない。
- ⑤ 労働保険料と同様の滞納処分を適用、追徴金・延滞金も同様に適用
- ⑥ **1円に満たない一般拠出金は徴収しない（円未満は切り捨て）**
- ⑦ 労働保険事務組合報奨金は労働保険料と同様に一定の要件に応じて交付

4 年度更新手続きの日程と留意事項

各委託事業主からの賃金等報告の回収、事業主への保険料納入通知、事務組合への納入等の年度更新事務手続きを円滑に行い法定納期限 7 月10日までに申告・納付を完了するため、下記スケジュールを参考に適切な日程の設定をお願いいたします。

労働保険事務組合（総コン以外）の一般的な年度更新スケジュール

日程	内容	留意事項
3 月中旬	年度更新関係書類の受領・内容確認	→受領書類を確認し不足用紙について速やかに労働局に連絡
	特別加入者の変更事項、日額変更等の希望確認	→特別加入者に関する変更・新規加入希望等の有無を確認し、健康診断書・収入証明の取り寄せ等、手続きに必要な準備を行う
3 月下旬	「賃金等報告」「一括有期事業報告書」等を事業主へ配布	→年更事務を円滑・正確に処理するため早めに作業を開始
4 月上旬		
4 月下旬	「賃金等報告」「一括有期事業報告書」等を事業主から回収	→賃金等報告の詳細 9 ページ →一括有期事業報告書の詳細 26 ページ
5 月上旬	「申告書内訳」等の作成	→申告書内訳の詳細 13～14 ページ ※枝番号順に、業種・保険率・常時使用労働者数等を正確に記入する
5 月下旬		
6 月初旬	外部委託業者から「申告書」到着 「申告書」の内容を確認 「申告書」の作成を開始	→①基幹番号ごと及びメリット事業場分の全ての申告書が揃っているか枚数を確認 ②印字されている申告済概算保険料額が把握している金額と一致しているか確認。異なる場合は訂正せず速やかに労働局へ連絡
6 月上旬	「労働保険料等納入通知書」により事業主へ納入を依頼	→労働保険料等納入通知書の詳細 18～19 ページ ※法定納期限までに国へ納付できるよう、事業主から事務組合への適切な納入期限を設定

日程	内容	留意事項
6月下旬	事業主から保険料等を領収し「労働保険料等領収書」を発行	→労働保険料等領収書の詳細 21ページ ①資金不足等により全額一括領収しないことも考えられるため、必ず領収時に作成する。 ②同時に「徴収及び納付簿」「労働保険料出納簿」等の関係帳簿にも記載する。
7月10日まで	「申告書」により申告 「納付書」により納付	→申告書の詳細 15ページ ※「総括表」「申告書内訳」等の年更関係書類を「申告書」に添付して労働局に提出 →納付書（領収済通知書）の詳細 17ページ
7月10日以降	滞納事業場に係る報告 増減額の訂正申告	→滞納事業場に係る報告の詳細 33～37ページ →増減額の訂正申告の詳細 38～54ページ

5 労働保険料の国への口座振替納付制度について

(1) 労働保険料の国への口座振替納付制度の概要

労働保険料の国への口座振替による納付制度は、納付者である労働保険事務組合とその預金口座のある金融機関との口座振替に関する契約に基づき、国から金融機関に送付された納付書にしたがって、金融機関において口座振替納付日に事務組合が指定した預金口座から引き落とし国庫に振り替えることによって労働保険料及び一般拠出金を納付する制度です。

口座振替納付の手続きをした事務組合は、これが解除されるまで継続して口座振替納付の方法により確定・概算の労働保険料及び一般拠出金を納付することとなります。

口座振替を行うには、委託事業場の保険料納付が確実なことが前提であり、滞納している保険料がないこと、事務組合としての新規認可後保険料の納付取扱い実績が一年以上ある事務組合などが対象となります。

(2) 口座振替の対象となる労働保険料等

口座振替の対象となる労働保険料等は、継続事業及び一括有期事業における概算保険料及び確定保険料の不足額、一般拠出金の全額であり、これらの一部や特定の基幹番号の保険料のみを対象とすることはできません。

また、メリット制適用事業場及び一人親方等特別加入団体、海外派遣特別加入者分のうち、口座振替対象事務組合に委託している分についても口座振替の対象となります。

ただし、メリット制適用事業場の委託解除等により、当該保険年度に概算保険料が発生しない状況で前年度確定不足が発生した場合の確定保険料不足額及び一般拠出金、算定基礎調査や過年度分の訂正申告に係る確定保険料の増額分など、口座振替の対象とならない保険料等もあります。

口座振替の対象とならない保険料等については、通常の納付書により納付（手納付）していただくことになります。口座振替により実際に引き落とされる金額については、「労働保険料等の口座振替納付のお知らせ」により厚生労働省から通知いたします。

(3) 口座振替納付に係る手続き

口座振替納付を新規に希望する事務組合は、事前に労働局に連絡していただき承諾を受けた後、定められた期間内に「口座振替納付書送付依頼書（新規）」を取引金融機関に提出し金融機関の確認印を受領のうえ、労働局に提出してください。なお、**口座振替納付用の専用口座は1組合1口座となります。**

口座名義等に変更が生じた場合は、「口座振替納付書送付依頼書（変更）」を、新規手続きと同様に取引金融機関に提出し金融機関の確認印を受領のうえ、定められた期間内に労働局に提出していただきます。

なお、金融機関を変更（同一金融機関内の店舗変更も含む）する場合は、変更手続きではなく解除と新規の手続きが必要となります。

口座振替に係る用紙は、厚生労働省HP内にあります。（トップページで「労働保険料 口座振替」で検索）

「労働保険事務組合用」申込用紙をダウンロードして提出してください。

※「法人・個人事業主用」とは様式が異なりますので注意してください。

(4) 口座振替納付の留意点

口座振替による労働保険料等の振替納付日は、本冊子の表紙裏面に記載されているとおり、確定不足・概算第1期保険料及び一般拠出金について9月8日となり法定納期限7月10日より遅い期日となります。概算第2期及び概算第3期については、法定納期限（11/14、2/16）が振替納付日となります。なお、振替納付日が金融機関の休日にあたる場合は次の営業日となります。

口座振替納付が認められている事務組合の年度更新では、申告書、申告書内訳、総括表（総コン・電算システム利用組合のみ）のそれぞれの右上の余白に必ず**口座**と朱書きしてください。

申告書等の関係書類に**口座**の表示が無い場合または申告書の提出が申告期日（7月10日）に遅れた場合、口座振替納付ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

口座振替納付は、所定の保険料等が振替納付日に確実に納付されることが前提となっていますので、遅くとも振替納付日の前日までに委託事業主からその期日に納付すべき全ての保険料等を領収し口座に預け入れておいてください。

万一、振替口座の残高不足等により金融機関に送付された口座振替納付書の全部または一部が振替不能となった場合、その分は滞納となります。振替不能が避けられない場合には、必ず事前取引金融機関へ振替を停止したい旨を連絡し、同時に労働局へも連絡してください。滞納事業場の発生により振替不能が生じる場合は、滞納以外の事業主から領収している保険料等について、通常の納付書により振替納付日までに納付してください。

なお、口座振替納付日前に「労働保険料等の口座振替納付のお知らせ」が対象組合へ発送されますので、振替納付金額の確認をお願いします。

6 「年度更新時提出書類一覧」

	提出書類	提出先※1	
		労働局	監督署
基本セット1 (基幹番号末尾8以外)	申告書 様式第6号	○	×
	総括表(総コン、独自コン組合のみ) 組機様式第9号	○	○※2
	保険料・一般拠出金申告書内訳 組様式第6号(甲)又は組機様式第10号	○	○※2
基本セット2 (基幹番号末尾8)	申告書 様式第6号	○	×
	第2、第3種 特別加入保険料申告内訳書	○	○
	第2、第3種 保険料算定基礎内訳名簿	○	○
基幹番号5の申告書に 添付	労働保険料等一括有期事業総括表 組機様式第8号(電算用)	○	×
	労働保険 一括有期事業報告書 様式第7号(第34条関係) 甲	○「正」	×
特例計算対象者がいる 場合に添付	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳 別紙様式第2号	○	×
年度整理がある場合に 添付	滞納事業場における確定状況報告(委託解除に係る もの) ※85ページ参照	○	×
還付がある場合に添付	労働保険 労働保険料・石綿健康被害救済法 一般 拠出金 還付請求書 様式第8号(第36条関係)	○	×

○＝提出必要 ×＝提出不要

※1 提出先ごとに提出

労働局分(CD含む)は、直接「労働局」へCDも同時に提出
監督署分は、直接「監督署」へ提出。

労働局分(CD含む)を監督署(出張受付含む)や金融機関へ
提出することは、絶対におやめください。

※2 末尾2の書類は、監督署への提出は不要

- 領収済通知書(納付書)は、申告書と切り離して金融機関で納付(切り離さないでくださいの記載がありますが、事務組合分の申告書は「直接」労働局提出の為問題ありません)。
- 訂正申告、滞納・納入事業場報告書とそれに関連する書類は、直接労働局に提出。
- 控えの返送を希望する場合は、必ず返信用封筒を同封してください。

第2章 年度更新関係書類の作成と留意点について

1 労働保険料等算定基礎賃金等の報告（組様式第4号、組機様式第5号）

「⑩確定賃金額」欄
労働者に対し支払った賃金等（通勤手当も含む。）を月別にして労災保険、雇用保険分に区分し、対象労働者数とともに記入します。

労災保険 全ての労働者（臨時、日雇、パート等を含む。）に対して支払った賃金等を記入します。
⑩欄には、月別支払額の令和6年4月から令和7年3月までの賃金額及び賞与等を含む合計額（円の単位まで）を記入します。
⑪欄には、⑩の合計額の千円未満を切り捨てた額を記入します。

雇用保険 雇用保険の全ての被保険者（任意加入の高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者も含む）に対して支払った賃金額を記入します。
⑫欄には、令和6年4月から令和7年3月までの賞与等を含む支払賃金の合計額（円の単位まで）を記入します。
⑬欄には、⑫の合計金額の千円未満を切り捨てた額を記入します。

労災保険の人数欄について
各月の「人数」の欄は、各月末（給与締切日がある場合は月末直前の当該給与締切日）の使用労働者数を記入し、「賞与人数」の欄は、支払った人数を記載します。

「1ヶ月平均使用労働者数」欄は、次により算定し記入します。
（算式）
令和6年度の各月末（給与締切日がある場合には月末直前の当該給与締切日）の使用労働者の合計12（令和6年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立後の月数）

ただし、船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物取扱事業については、令和6年度中の1日平均使用労働者数を記入します。
（算式）
令和6年度中の 延使用労働者数
所定労働日数
※端数については切捨てとし、1人未満の場合のみ切上げて「1人」としてください。

⑦事業の概要
事業の概要（製品名、製造工程等）を具体的に記入します。

⑧事業の種類の番号
⑦事業の概要を参照のうえ事務組合で記入します（4桁）

⑨特掲事業
事務組合において、雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業に該当する場合は(イ)を○で、該当しない場合は(ロ)を○で囲みます。
(1)土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業
その他農林の事業（園芸サービスの事業は除く）
(2)動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕、又は水産の事業（牛馬の育成、養鶏、酪農又は養豚の事業および内水面養殖の事業は除く）
(3)土木・建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
(4)清酒の製造の事業

⑩延納の申請
延納（分割納付）の申請を希望するときは(イ)を、希望しないときは(ロ)を○で囲みます。

雇用保険の人数欄について
各月の「人数」の欄は、各月末（給与締切日がある場合は月末直前の当該給与締切日）の被保険者数を記入し「賞与人数」欄は支払った人数を記入します。

「1ヶ月平均被保険者数」欄には、次により算定し記入します。
（算式）
令和6年度各月の被保険者数の合計
12
※端数切捨て、1人未満の場合のみ切上げて「1人」としてください。

⑭令和7年度賃金総額見込額について
賃金見込額が前年度の50/100以上200/100以下の場合は、①～③欄の記入を省略し、⑭に「前年度と同額」と記入します。
上記以外の場合には、①～⑭の欄に見込額を記入します。

⑫⑬特別加入欄
⑫欄には令和6年度の第1種特別加入者の氏名と承認された給付基礎日額、保険料算定基礎額を、また、⑬欄には令和6年度より引き続き加入を希望する者及び令和7年度新規加入希望者の氏名と「希望する給付基礎日額」「保険料算定基礎額」を特別加入保険料基礎額表（72ページ）を参照のうえそれぞれ記入します。

2 労働保険料・一般拠出金 申告書内訳（組様式第6号（甲）、組様式第10号）

(1) 申告書内訳の作成方法

- ① 労働保険料の国への口座振替納付を利用している事務組合は、右上余白に **口座** と朱書表示してください。
- ② 労働保険番号の基幹番号単位で作成してください。ただし、メリット制適用事業場については、母体の基幹番号とは別葉としてください。
※継続事業の被一括事業（子）は記載不要です。親と合算してください。
- ③ メリット制適用事業場が複数ある場合は基幹番号ごとに一葉にまとめ、余白上部に **メリット適用分** と朱書表示してください。この場合、最下段の枝番号ごとの小計（合計）欄は記入不要です。
- ④ メリット以外については、最終枝番号を記載した葉までは各葉ごとに小計を記入し、別葉を最終葉として、小計欄を合計と訂正のうえ、前葉までの総合計を記入してください。
- ⑤ 年度途中で新規委託、委託解除となった事業場については、空欄を利用してその年月日、理由等を記入してください。
- ⑥ 年度途中で委託解除し、訂正申告により精算が済んでいる事業場についても必ず記入してください。（未記入では申告済概算保険料と一致しません）。
- ⑦ **申告書内訳の合計での申告済概算保険料と申告書に印字されている申告済概算保険料は必ず一致**します。一致しない場合は、訂正申告を行った事業場などの申告済概算保険料を再度確認してください。把握している金額と申告書に印字されている金額が異なる場合は、申告書を訂正せず速やかに労働局に問い合わせてください。
- ⑧ 継続事業の一括を行った事業場については、その指定事業である枝番号に被一括事業分もまとめて計上されますので、被一括事業の枝番号については記入不要です。
- ⑨ 組機様式第10号の申告書内訳では、一般拠出金について別紙で報告してください。
- ⑩ 総コンまたは独自コンピュータシステムを利用している事務組合は、「申告書内訳総括表（組機様式第9号）」を同時に提出してください。

(2) 申告書内訳（賃金等の報告からの転記方法）及び特例計算対象者内訳の記入例と留意点

組様式第4号

労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

[illegible]

※申告書内訳⑳欄の記入については、

中小事業主等特別加入者の年度更新における「**日額変更申請書**」にかかわる役割と、特別加入者の名簿的な役割及び第1種特別加入保険料の算出基礎資料となりますので誤りなく、次のことに留意して記入して下さい。

- (1)「氏名」欄は賃金等報告を確認のうえ、令和6・7年両年度の加入者全員の状況を記入して下さい。
- (2)区分欄は、新年度から新たに特別加入する場合は「1. 新規」、前年度と同額の給付基礎日額を希望する場合は「2. 継続」、給付基礎日額の変更を希望する場合は「3. 変更」、既に特別加入の承認を受けていた者が脱退する場合は「4. 脱退等」のそれぞれ該当する項目を○で囲んで下さい。

労災保険の⑦欄の（一）の賃金総額と雇用保険の⑩欄の（ハ）の賃金総額が同額で、労災保険率と雇用保険率がそれぞれ「0.5 厘」単位の料率（メリット事業場で労災保険率が 1/100 単位の場合も含む）であるとき、労災保険料と雇用保険料を別々に計算した結果、

「本来の計算方法で算出した保険料」

(3ページ下部参照。賃金総額に、労災保険率と雇用保険率とを合計した率を乗じて計算して算出した保険料)

との間に「1 円」の誤差が発生した場合は、**労災保険料に「1 円」を加算**して下さい。

3 労働保険料・確定保険料 一般拠出金 申告書 (様式第6号)

口座振替納付を利用している場合に表示

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲) (1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR検への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

提出用

7年 7月 8日

口座

あて先 〒 420-8639

静岡市葵区追手町 9-50

静岡地方合同庁舎 3階

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーカー)の所で折る

種別 32701 修正項目番号 入力確定コード 1
① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
22301931100-000

※各種区分
管轄 ② 保険関係等 業種 産業分類
02 113 4401 13

② 増加年月日 (元号：令和は9) ③ 事業廃止等年月日 (元号：令和は9) ④ 常時雇用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数
1226 782

⑥ 事業廃止等理由 ⑦ 雇用保険被保険者数 ⑧ 雇用保険被保険者数
1226 782

算定期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料率 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 1000分の (イ) 66759756 (項12円)
労働保険料 (ロ) 1000分の (ロ) 28981056 (項14円)
雇用保険料 (ハ) 1000分の (ハ) 37778700 (項19円)
一般拠出金 (注1) 158633 (項30円)

空白

申告書内訳の合計を正確に転記してください。
間違えた場合は、二重線で訂正してください。
納付書は訂正不可です (17ページ)

算定期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

⑪ 保険料率 ⑫ 概算 増加概算保険料額 (⑪×⑫)
労働保険料 (イ) 1000分の (イ) 67051985 (項21円)
労働保険料 (ロ) 1000分の (ロ) 29063150 (項23円)
雇用保険料 (ハ) 1000分の (ハ) 37988835 (項25円)

空白

納付回数は3回として下さい。
空欄だと1回となります！

母体全体で充当が生じた場合「1」を記載する。
母体から分離している事業場 (メリット事業場) は「1」又は「3」を記載する。

⑬ 申告済概算保険料額 68,254,605 円
⑭ 申告済概算保険料額 1,494,849 円
⑮ 増加概算保険料額 20,855,814 円
⑯ 増加概算保険料額 158,633 円
⑰ 増加概算保険料額 21,014,447 円

⑱ 今期納付額 (イ) 22,350,663 円 (ロ) 1,494,849 円 (ハ) 20,855,814 円 (ニ) 158,633 円 (ホ) 21,014,447 円

⑲ 事業又は作業の種類 (イ) 住居 〒 420-8639 電話番号 (054) 234-5678
静岡市追手町7-7-7
(ロ) 名称 労働保険事務組合 追手町労働協会
(ハ) 氏名 会長 労働 一郎

⑳ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない
(イ) 所在地 (ロ) 名称

㉑ 事業廃止等理由 (イ) 廃止 (ロ) 廃止 (ハ) 廃止 (ニ) 廃止 (ホ) 廃止

申告済概算保険料は訂正しないでください。
(年度整理 (29ページ) の場合を除く)

㉒ 労働保険分 保険料算定基礎額 労働保険率 確定保険料額 雇用保険分 保険料算定基礎額 雇用保険率 確定保険料額
前期分 (イ) 千円 (ハ) 1000分の (ニ) 円 (ヘ) 千円 (チ) 1000分の (文) 円
後期分 (ロ) 千円 (ホ) 円 (セ) 千円 (リ) 円
合計 (イ)+(ロ) 千円 (ニ)+(ホ) 円 (ヘ)+(セ) 千円 (文)+(リ) 円

滞納事業場がある場合、今期納付額から滞納額を差し引いて納付してください！

〈記載要領〉

- ① 労働保険料の国への口座振替制度を利用している事務組合は、右上余白に **口座** と朱書してください。
- ② 申告書 ④ ⑤ 欄の常時使用労働者数、雇用保険被保険者数は、保険料の確定時点における人数を申告書内訳から転記してください。
- ③ 申告書 ⑧ ⑨ ⑫ ⑬ 欄は記入不要です。
- ④ 申告書 ⑩ ⑭ 欄は、申告書内訳または総括表から転記してください。
なお、金額の前に「¥」は不要です。
- ⑤ 申告書 ⑰ 欄 納付回数は、空欄で提出しますと年1回（一括）の納付となります。記入漏れに注意してください。
- ⑥ 申告書 ⑱ 欄に印字されている申告済概算保険料、事務組合が把握している金額と照合し、申告書内訳の申告済概算保険料と一致していることを確認してください。**一致しない場合は申告書を訂正せず速やかに労働局へ問い合わせ**てください。
- ⑦ 申告書 ⑳ 欄 差引額は、申告済概算保険料と確定保険料の差額を算出し、充当・還付・不足のそれぞれ該当する欄に記入してください。なお、確定保険料に過納額が発生している場合は、金額を翌年度の概算保険料に充当し、なお余りがある場合または翌年度概算保険料が発生しない場合などの際にはその差額を還付します。
- ⑧ 申告書 ㉒ 欄 期別納付額の（イ）（チ）（ル）は、⑭（イ）欄 概算保険料額を3分割した額を記入してください。なお、**割り切れない場合の端数（1円または2円）が生じた場合は、㉒（イ）第1期へ**加えてください。
- ⑨ 申告書 ㉑ 欄 事業主は、事務組合に係る内容を記入してください。メリット制適用事業所についても、事業場ではなく事務組合について記入し
㉒ 欄 事業にメリット制適用事業場の所在地と名称を記入してください。
なお、海外派遣の申告は、㉒ に事業場に係る内容を記入し、㉑ に事務組合に係る内容を記入してください。
- ⑩ 保険料に充当が発生した場合は、㉓ 欄の「充当の意思」欄に記入をしてください。
「1」は保険料のみの充当、「3」は保険料と一般拠出金に充当されます。
- ⑪ 申告書 ㉔ 欄 法人番号には、母体の申告書（枝番号000のもの）の場合は事務組合の法人番号を、また、メリット（母体から分離しており枝番号があるもの）の場合は、当該事業場の法人番号をそれぞれご記入ください（個人事業など、法人番号を付与されていないものにつきましては、0を13桁ご記入ください）。
- ⑫ 申告書は機械処理しますので、黒色のボールペンで記入し折り曲げないようにしてください。

4 納付書（領収済通知書）

- ① **金額の訂正はできません**（申告書は訂正可）。金額を書き誤った場合は、納付書を再度作成してください。納付書がない場合は、労働局へ連絡してください。
- ② 基幹番号の末尾0～3は「ふじ色」の納付書、末尾4～8は「くろ色」の納付書を使用してください。
- ③ 保険料の前には¥マーク（¥に線一本）を記入してください。
- ④ 手書きで納付書を作成する場合、取扱庁名が空欄のものは使用しないでください。

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

30840 取扱庁名 静岡労働局 取扱庁番号 00075420 徴収期定 労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 令和 07 年度

基幹番号 22301931100-000

納付の目的 1. 令和 07 年度 1 期 (扶養) ¥ 420-8639 静岡市葵区追手町 7-7-7 労働保険事務組合 追手町労働協会

納付の金額 (合計額) ¥ 2,101,444.7

納付先 〒420-8639 静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 3 階 静岡労働局労働保険特別会計徴収官

納付期限日現在、滞納事業場がある場合は、滞納額を差し引いて記入してください。

※各法定納期以降での納付書（滞納事業場分や、増額訂正分の納付）は以下を参考にご記入ください。

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

30840 取扱庁名 静岡労働局 取扱庁番号 00075420 徴収期定 労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 令和 07 年度

基幹番号 22301931100-000

納付の目的 1. 令和 07 年度 2 期 (扶養) ¥ 420-8639 静岡市葵区追手町 7-7-7 労働保険事務組合 追手町労働協会 (枝 16) 令和 7 年 2 期分

納付の金額 (合計額) ¥ 5,681.8

納付先 〒420-8639 静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 3 階 静岡労働局労働保険特別会計徴収官

納付する金額の内訳について、年度・期別を記入してください。

法定納期を過ぎてから納付する場合は、納付した事業場の枝番号、年度、期別を記入してください。納入後必ず「納入事業場報告書」を提出してください。

5 労働保険納入通知書（組様式第7号、組機様式第7号、組機様式第14号）

(1) 第1期納入通知書の記入例と留意点 <確定不足の場合>

労働保険番号A													令和 6 年度 令和 7 年度		確定 概算	保 険 料 ・ 一 般 拠 出 金 申 告 書 内 訳										3 枚のうち 1 枚目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
令和6年度確定保険料・令和7年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金													令和7年度概算保険料										第 一 種 特 別 加 入 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
① ②		③		④ ⑥		⑤		⑦ ⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮		⑯		⑰		⑱		⑲		⑳		㉑		㉒		㉓		㉔		㉕		㉖		㉗		㉘		㉙		㉚		㉛		㉜		㉝		㉞		㉟		㊱		㊲		㊳		㊴		㊵		㊶		㊷		㊸		㊹		㊺		㊻		㊼		㊽		㊾		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿		㊿			

- 作成順
- 1、保険料申告書内訳
 - ↓
 - 2、事業場への納入通知
 - ↓
 - 3、領収書の発行
 - ↓
 - 4、徴収及び納付簿の記載

確定保険料の不足分は、1期分に含めて調整してください。

3等分して1円または2円の端数が生じた場合は1期分の納付額へ含めてください。
(本事例では1円端数が生じています)

一般拠出金は労働保険とは別に
して、記入管理してください。

労働保険等									
労働保険料等徴収及び納付簿									
様式第17号(第4条関係)(表面)									
労働保険番号		1	2	3	4	5	6	7	8
① 事業場の区分		2	2	3	0	1	9	3	1
② 事業場の名称		追手町工業(株)							
③ 事業場の所在地(電話)		静岡県葵区追手町9-50 電話 1 034 1-1231 4567 番							
④ 事業の種類 (労災保険準拠による)		食器製造業							
⑤ 成立している保険関係 (労災保険及び雇用保険) ⑥ 労災保険 ⑦ 雇用保険		H17 年 7 月 7 日							
⑧ 確定保険料・概算保険料・一般拠出金の額									
6 年度 確定	(a) 確定保険料額	(b) 申告済概算保険料額	(c) 充当額	(d) 還付額	(e) 不足額	(f) 確定保険料額	(g) 申告済概算保険料額	(h) 充当額	(i) 還付額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,202,146	1,052,760		149,386					
⑨ 一般拠出金									
7 年度 概算	(a) 概算保険料額	(b) 差引納付額	(c) 第1期分	(d) 第2期分	(e) 第3期分	(f) 概算保険料額	(g) 差引納付額	(h) 第1期分	(i) 第2期分
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,202,146	1,202,146	400,716	400,715	400,715				
⑩ 督促事項									
年月日	記 事	納付すべき額	事業主から領収した額	政府へ納付した額	事務組合保管額	納付未済額	督促金額	区分	受理年月日
7年 6月 2日	6年 ①(定額料) 通 7 月 概 拠出金・通 10 月 概 保険料・通 7								

< 充当の場合 >

作成順

- 1、保険料申告書内訳
- ↓
- 2、事業場への納入通知
- ↓
- 3、領収書の発行
- ↓
- 4、徴収及び納付簿の記載

本事例では第 1 期は拠出金のみ
の納付となります。

充当額の「282,037」は1期分に
全額充当（1期は納付不要）。
1期分に充当しきれなかった分を
2期に充当している。
※2期分にも充当しきれなければ3
期分へ充当。

(本事例では端数は生じていません)

— 19 —

(2) 第2、3期 納入通知書の記入例と留意点

組様式第7号(乙) ← 労働保険料等納入通知書

労働保険 番号	府 県	所 掌 管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号			
	2 2	3 0 1	9 3 1	1 0 0	0 0 0	4				

住 所 藤枝市仮宿 1-1-1

委託事業主の
氏 名 藤枝製作所 藤枝静彦 殿

金 ￥ 2 1 万 1 千 8 百 5 十 5 円

上記金額を 7 年 ○ 月 ○ 日までに当事務組合に納入してください。

種 別	納 入 金 額	摘 要
保 険 料 内 込	概 算 保 険 料 3 全・1 2	211,855 円
	確 定 保 険 料	
	追 徴 金	
	延 滞 金	
拠 出 金 込	一 般 拠 出 金	
	追 徴 金	
	延 滞 金	
計	211,855	

令和7年 9 月 24 日

労働保険事務組合の
名 称 追手町労働協会

所在地 静岡市葵区追手町7-7-7

代表者 会長 労働一郎

この様式は年度更新以外（第2、3期概算保険料、確定保険料の増額訂正、延滞金、追徴金）の納入通知書として使用してください。
事業主単位ではなく労働保険番号（枝番号）ごとに作成してください。
（同一事業主が複数番号持っている場合（末尾2と5等）は、番号の数だけ必要）
年度ごとに使い切りとしてください。

書き損じた場合は訂正せず書損とし、余白に「書損」と表示のうえ破棄せず、切り離さず、綴ったまま保管してください。

労働保険料等納入通知書

所 掌 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
3 0 1	9 3 1	1 0 0 0 0 0 4

所 藤枝市仮宿 1-1-1

名 藤枝製作所 藤枝静彦 殿

金 ￥ 4 0 万 1 千 3 百 8 十 2 円

月 日までに当事務組合に納入してください。

種 別	納 入 金 額	摘 要
保 険 料 内 込	概 算 保 険 料 3 全・1 2	401,382 円
	確 定 保 険 料	
	追 徴 金	
	延 滞 金	
拠 出 金 込	一 般 拠 出 金	
	追 徴 金	
	延 滞 金	
計		

年 月 日

労働保険事務組合の
名 称

所在地

代表者

各保険年度ごとに作成し、あらかじめ一連番号を付しておいてください。

書損

書損とした納入通知書の番号は欠番とし、再使用はしないでください。

6 労働保険料等領収書（組様式第8号、組機様式第16号）

組様式第8号

労働保険料等領収書

労働保険 番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	2	2	3	0 1 9 3 1 1 0 0 0 0	2

住 所 静岡市葵区追手町9-50

委託事業主の

氏 名 追手町工業株式会社

殿

金 ￥ 5 5 万 1 千 1 百 6 十 3 円

上記の金額を受領しました。

種 別	納 入 金 額	摘 要
概 算 保 険 料 ① 2・3	400,716 円	令和7年度分
確 定 保 険 料	149,386	令和6年度分
追 徴 金		
延 滞 金		
一 般 拠 出 金	1,061	令和7年度分
追 徴 金		
延 滞 金		
計	551,163	

領収年月日 令和7年 6 月 20 日

労働保険事務組合の

名 称 追手町労働協会

所在地 静岡市葵区追手町7-7-7

代表者 会長 労働一郎

№ 3

各保険年度ごとに作成し、あらかじめ
一連番号を付しておいてください。

事業主単位ではなく労働保険番号（枝
番号）ごとに作成してください。

（同一事業主が複数番号持っている場
合（末尾2と5等）は、番号の数だ
け必要）

年度ごとに使い切りとしてください。

書き損じた場合は訂正せず書損
とし、余白に「書損」と表示の
うえ破棄せず、切り離さず、綴
ったまま保管してください。

労働保険料等領収書

所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
3	0	1 9 3 1 1 0 0 0 0	2

所 静岡市葵区追手町9-50

名 追手町工業株式会社

殿

金 ￥ 3 7 万 0 千 2 百 1 十 3 円

しました。

種 別	納 入 金 額	摘 要
確 定 保 険 料	344,401 円	
追 徴 金	24,559	
延 滞 金		
一 般 拠 出 金	1,253	
追 徴 金		
延 滞 金		
計		

領収年月日 年 月 日

労働保険事務組合の

名 称

所在地

代表者

書損

№ 2

書損とした納入通知書の番号は欠番
とし、再使用はしないでください。

第3章 一括有期事業について

1 有期事業の一括（一括有期事業）とは

建設の事業や立木の伐採のように、当所から事業の期間が予定され、工事の完成等所定の目的を達成して終了する有期事業では、原則として個々の工事はまたは作業場ごとに労働保険料等の申告・納付の手続きを行わなければなりません。

ところが、小規模の事業を年間を通じて数多く行う場合、事業の開始・終了の都度、保険の加入・消滅の手続きを行うことは事務処理を煩雑にすることになります。

このため、徴収法では、下表の一定の要件を全て具備する小規模の有期事業は、一括されて全体が一の事業とみなされ、継続事業と同様の方法で取り扱われることとなります。

これを「有期事業の一括（一括有期事業）」といいます。

一定の要件（表）

事業主が同一人であること。		
それぞれの事業が建設の事業または立木の伐採の事業であること。		
事業規模	建設の事業	一つの工事の請負金額（税抜き）が1億8000万円未満、かつ概算保険料額が160万円未満
	立木の伐採事業	一つの作業現場の素材見込み生産量が1,000立方メートル未満、かつ概算保険料160万円未満

平成31年4月1日以降に開始した有期事業については、地域要件は廃止されました。

2 建設事業における元請負人と下請負人との関係について

建設の事業の場合には、数次の下請負事業を元請負事業に一括し、原則として元請負人のみを徴収法上の適用事業主として取り扱うこととなります。

また、下請負人の使用する労働者も含めて元請負人の保険加入対象労働者とします。

3 労働保険料等の算定方法について

立木の伐採（林業）の場合は元請、下請の区別はせず、自社の賃金を申告します。

一括有期事業のうち、立木の伐採事業の労働保険料は、その事業の全期間に使用する労働者に支払う賃金総額に労災保険料を乗じて計算されますが、建設の事業では、その特殊性から数次の請負により施工されるのが常態となっていることから、元請負人は、下請負人等その工事全体に使用される労働者に支払われる全ての賃金総額を正確に把握することは困難な場合があります。

このような場合は、工事の請負金額に対して、事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じた額を賃金総額とする特例が認められています。

なお、ここでいう「請負金額」とは、請負代金の額そのものではなく、事業主が注文者などからその事業に使用する工事用の資材などを支給されたり、または機械器具等を貸与された場合は、支給された物の価格相当額または機械器具等の損料相当額が請負代金に加算されます。

また、厚生労働大臣がその事業ごとに定めた「工事用物」が請負代金の額に含まれている場合は、請負代金の額から「工事用物」の額を差し引いた額となります。

建設事業における工事用物（表）

事業の種類	請負代金に加算されないもの
機械装置の組立または据付の作業	機械装置

建設事業における賃金総額を正確に把握することが困難な場合の保険料及び一般拠出金の算式は次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{請負金額} \times \text{労務費率} \times \text{労災保険率} &= \text{労働保険料（一般保険料）} \\ \text{請負金額} \times \text{労務費率} \times \text{一般拠出金率} &= \text{一般拠出金} \end{aligned}$$

※一般拠出金の申告・納付については、平成19年4月1日以降に開始した事業から適用されており、労働保険料の申告・納付に併せて行うこととされています。

4 年度更新の手続きについて

一括有期事業は継続事業とみなして処理されますから、継続事業と同様に前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と、新年度の概算保険料の申告・納付の手続きが必要です。この手続きを年度更新といいます。

一括有期事業の確定保険料は、一括されたそれぞれの事業（工事等）のうち、その年度内に終了した事業（工事等）を明らかにした「一括有期事業報告書」（記入例26ページ）を提出することとなり、「一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告」（記入例27ページ）も併せて提出することとなります。

労働保険事務組合では、これらを取りまとめて労働保険料等を計算し、委託事業主に対して通知するとともに、申告書内訳、申告書内訳総括表、申告書等を作成することとなります。

5 その他

一括有期事業にかかる事業場のうち、事務職等により継続事業の業務に従事する労働者については、一括有期事業とは別に継続事業の保険関係を成立することとなります。

6 一括有期事業報告書の記入について（記入例26ページ）

(1) 報告の対象と記入方法

報告の対象となるものは次の全ての要件を満たすものです。

- ① 令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に終了した工事
- ② 立木の伐採事業にあっては令和6年度中に賃金を支払ったもの
- ③ 事業規模が一定の要件（22ページ）を満たすもの（当初は要件・規模に該当していたものがその後の設計変更などにより保険料額、請負金額、素材の見込み生産量等が基準以上に増加しても改めてその事業を除外する必要はありません。）

なお、下請け工事は記入の必要はありません。

また、建設の事業にあっては事業の種類ごとに小計します（欄外に事業の業種番号を記入）。

便宜上、一工事の請負金額が500万円未満の工事については、事業の種類ごと、事業の開始時期ごとに「〇〇工事〇件」と合算して記載してもかまいませんが、監督署または労働局の調査の際には、その内容が明確になるようにしてください。

(2) 請負代金の算出

一括有期事業報告書の請負金額の算出については、下図のとおりです。
支給資材や控除額がない場合は、請負代金＝請負金額となります。

報告書 ①欄		報告書 ㊦欄		報告書 ㊨欄		㊩欄
請負代金の額 （消費税を除く） 契約金額・施主からの金額給付	+	請負金額に加算する額 （消費税を除く） 支給資材の評価額や資材物の賃貸料や損料	-	請負金額から控除する額 （消費税を除く） 機械装置の組立または据付の事業の機械装置	=	請負金額 （消費税を除く）

(3) 賃金総額の算出

前記で算出した請負金額にその工事の種類・事業開始時期ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額が、その工事の賃金総額となります。

報告書 ㊩欄		報告書 ②欄		報告書 ③欄
請負金額 （消費税を除く）	×	労務費率(%) 80ページ図参照	=	賃金総額

※支払い賃金による確定保険料の算出

下請・孫請け等の全ての労働者の賃金を正確に把握できる場合は、支払い賃金（賞与等の一時金も含む）により保険料を算定することができます。

7 一括有期事業総括表（建設の事業）の記入について（記入例27・28ページ）

前記「一括有期事業報告書」の内容を総括表へ転記します。

(1) 令和6年度**確定**保険料等算定欄

ア 事業の種類ごとに別葉とし、さらに開始時期ごとに作成した「一括有期事業報告書」をもとに保険料を計算してください。

総括表 ①欄	②欄	総括表 ③欄	④⑤欄	総括表 ⑥欄
請負金額 (一括有期事業報告書③欄の計) ・事業の種類・ 開始時期ごと	労務 費 率 (%)	賃金総額 (一括有期事業報告書③欄の計) ・事業の種類・ 開始時期工事 ごとの合計 ・千円未満切捨て	保 險 料 率	確定保険料 (③×④欄) または (③×⑤欄)

イ メリット制が適用されている事業場については、令和6年6月に静岡労働局から通知されたメリット料率を⑤メリット欄に記入し、③×⑤により⑥確定保険料欄を算出してください。

ウ ①請負金額欄について、支払賃金をもとに算出している場合は賃金額を（ ）で記入してください。なお、労働者を使用していて下請工事のみ施工の場合は「下請工事のみ」と記載してください。

エ ⑩特別加入保険料欄は、総括表下段にある令和6年度分の特別加入者欄に記載し、保険料算定基礎額の合計額（⑫欄）を転記してください。

オ ⑪特別加入者の保険料率欄は、「**保険関係について労働局に登録されている主たる事業**」の**保険料率を記入**し、特別加入者に係る確定保険料⑫欄（⑩×⑪）を算出してください。

カ ⑬令和6年度確定保険料額（合計）欄は、上記アとオで算出した確定保険料を合算（⑨+⑫）して記入してください。

キ ⑭一般拠出金欄については、⑧賃金総額欄の額を記入し、一般拠出金率（0.02/1,000）を乗じて一般拠出金額⑮欄を算出してください。

(2) 令和7年度**概算**保険料等算定欄

ア 事業の種類欄には、確定保険料算定欄にて「賃金総額の最も多い事業」の種類を記載してください。

イ 一般保険料は、前年度（確定）と同様か、または賃金総額の合計×主たる事業の保険料率を記入します（50/100（2分の1）以下、または、200/100（2倍）以上の時は、その見込額）。

ウ 特別加入者欄は、既に承認されている特別加入者の新年度に係る「継続（継）」・「変更（変）」・「脱退（退）」のいずれかの区分に○印を記入するとともに、新年度新規加入（予定）者に係る記載および、「給付基礎日額」「保険料算定基礎額」を記入してください。

エ 特別加入者の保険料率は、27ページの記入例にもありますが、原則、確定保険料において、「**賃金総額の最も多い事業**」の保険料率となります。保険年度の初日（4月1日）付けで、「名称所在地変更届」を提出してください。

労働保険
一括有期事業報告書（建設の事業）

工事に係る業種
を欄外に記入し
てください

事業
主控

番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
2	2	1	0	2	9 3 1 1 0 5 0 0 1

2	枚のうち	1	枚目
---	------	---	----

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請 負 金 額 の 内 訳				②	③
			請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金	労 務 費 率	賃 金 総 額
〇〇ハイツ新築工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇	6 年 5 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで	99,695,610			99,695,610	23	22,929,990
〇〇宅新築工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇	6 年 4 月 1 日から 6 年 12 月 30 日まで	78,250,765			78,250,765	23	17,997,675
〇〇邸増築工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇 他	6 年 5 月 1 日から 7 年 1 月 15 日まで	35,200,515			35,200,515	23	8,096,118
〇〇邸増築工事	〇〇市〇〇区〇〇町 他	7 年 1 月 10 日から 7 年 3 月 15 日まで	(7,350,000)			(7,350,000)		(7,350,000)
事業の種類	35 建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	計	(7,350,000)			(7,350,000)		
			213,146,890			213,146,890		56,373,783

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は

令和7 年 6 月 24 日

賃金で算定した工事を含んで
いる場合はこのようにカッコ
を付けてください

郵便番号(420 - 0000)
電話番号(054 - 254 - △△△△)

住 所 静岡市葵区追手町〇〇-△△

静岡 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

〔注意〕

① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したもの、同年4月1日

作成年月日・ 提出・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号
会 保 険 会 務 士 会 員	氏 名	電話番号

発注者などから工事用の資材等を支給されたり、機械器具等
を貸与された場合に、支給された物の価額相当額又は機械器
具等の損料相当額を記入してください（「機械装置」を除く）

請負代金の額に「機
械装置」の価額が含
まれている場合は、
その価額を記入して
ください

様式第7号(第34条関係) (甲)〔別紙〕

工事件数が多い場合、2 枚目以
降は別紙をご使用ください

事業
主控

労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	2	2	1	0	2 9 3 1 1 0 5 0 0 1

2	枚のうち	2	枚目
---	------	---	----

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請 負 金 額 の 内 訳				②	③
			請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金	労 務 比 率	賃 金 総 額
〇〇邸内装工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇	6 年 5 月 1 日から 7 年 1 月 15 日まで	9,350,400			9,350,400	23	2,150,592
〇〇宅内装工事	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇	7 年 1 月 10 日から 7 年 3 月 15 日まで	5,250,900			5,250,900	23	1,207,707
〇〇邸内装工事 他〇件	〇〇市〇〇区〇〇町 〇-〇-〇	6 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで	105,000,100			105,000,100	23	24,150,023
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	119,601,400			119,601,400		27,508,322

事業の種類を記入してください

労働保険事務組合手書用

事務組合用

組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書

元請工事に従事した人数（下請で雇用する労働者含む）を記載する。算出方法は以下のとおり。端数切捨だが、1人未満となる場合は1人とする。
前年度3月31日以前1年間の延労働者数
前年度3月31日以前1年間の所定労働日数
※注意！ 自社雇用でも元請工事（保険料申告対象の工事）に従事していない者は人数に含めない（年度をまたぐ工事がない場合、保険料が0なら人数も0になる）

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	2	2	1	02931105	001

住所 静岡市葵区追手町〇〇-△△
委託事業主の氏名 静岡〇〇建設(株)

金	¥	2	1	1	2	2	2
---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額を 7 年 6 月 27 日までに当事務組合に納入してください。

令和 7 年 6 月 3 日

所在地 静岡市葵区追手町7-7-7
労働保険の事務組合の名称 追手町労働協会

1期納付額(209,545) + 一般拠出金(1,677)

算定方法

令和6年度確定				令和7年度概算			
賃金総額		料率	確定保険料	賃金総額	料率	概算保険料	
労災	83,881	1000	865,639	労災	1000	865,639	
特別加入	3,650	12	43,800	特別加入	9.5	34,675	
合計		①	909,439	合計		⑥	900,314
申告済概算保険料			② 1,000,000	期別納入額	区分	概算保険料	各期納付額
差引額	充当額		③②-① 90,561		全期	⑦⑥÷③ 300,106	⑧⑦-②÷③ 209,545
	還付額		④②-①又は②-①-③		第2期	⑨⑥÷③ 300,104	⑩ 300,104
	不足額		⑤①-②		第3期	⑪⑥÷③ 300,104	⑫ 300,104

賃金総額		料率	一般拠出金
一般拠出金	83,881	—	1,677

令和6年度確定 令和7年度概算										労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告			(建設業)		事務組合名		追手町労働協会	
労働 保険 番号	府県	所掌	管轄	基 幹 番 号				枝 番 号		常時使用 労働者数	8	8 ← 一括有期 事業報告書 2 枚添付 人						
	2	2	1	0	2	9	3	1	1			0	5	0	0	1		
事業の種類				事業 開始 時期	① 請 負 金 額	② 労務 費率	③ 賃 金 総 額	保険料率		⑥③×④又は③×⑤ ④ 基準 ⑤ メリット 確定保険料								
令和 6年 度 保 險 料 等 算 定 欄	一 般	31 水力発電施設 等新設工事		特別加入者に対する保険料率 事業の種類が2以上の場合、翌年度は原則確定保険料で賃金総額 の一番高い料率となります。年度更新後、料率変更に伴う「名称・ 所在地変更届」を事務組合管轄の監督署に提出してください(「25 ページ (2) 工」及び右注の「※」参照)。 なお、変更年月日は「令和7年4月1日～」となります。 (本事例では令和6年度は 38 業種、令和7年度は 35 業種とな ります。)														
		32 道路新設工事																
		33 ほ装工事																
		34 鉄道又は軌 道新設工事																
	保 險 料	35 建 築 事 業	30.4.1～ 6.3.31		(7,350,000)		23		9.5									
			6.4.1～		213,146,890		23	56,373	9.5	535,543								
		36 機械装置の組 立又は据付の 事業	組立又は 据付に關 するもの	30.4.1～ 6.3.31			38		6.5									
			その他	6.4.1～			38		6									
		37 そ の 他 の 建 設 事 業	30.4.1～ 6.3.31			21		6.5										
			6.4.1～			21		6										
38 既 設 建 築 物 設 備 工 事 業	30.4.1～ 6.3.31			24		15												
	6.4.1～			23		15												
小 計		30.4.1～ 6.4.1～		⑦ (7,350,000) 332,748,290		23	27,508	12	⑨ 865,639									
特別加入保険料				⑧ 算定基礎額の総計(②の額)				3,650	⑩ 料率 (登録済み事業の種類別)		12	⑪ ⑩×⑧	43,800					
令和6年度確定保険料額(合計)										⑨⑨+⑫		909,439						
令和7年度一般拠出金				⑬ 賃金総額 (⑧の額)		83,881	⑭ 一般拠出金率 0.2 /1000		⑮ ⑬×⑭		1,677							
令和7年度概算保険料		事業の種類		建築事業		令和7年度概算賃金総額		⑯⑨+⑭		900,314								
料 度 概 算 保 險 料 等 算 定 欄	令 和 7 年 度 保 險 料	事 業 の 種 類	一 般 保 險 料	⑰ 請負金額		⑱ 労務費率		⑲ 賃金総額見込額		⑳ 主たる事業の料率 (メリット料率を含む)		㉑ 概算保険料(㉑×⑲)						
				⑳ 算定基礎額の総額(③の額)		3,650				㉒ ⑳×㉑		34,675						
				令和6年度給付基礎月額		令和6年度保険料算定基礎額		区分		令和7年度給付基礎月額		令和7年度保険料算定基礎額						
				静岡 富士夫		10,000		3,650,000		新・継・変・退		10,000		3,650,000				
						新・継・変・退												
						新・継・変・退												
合計				㉓ 3,650,000				㉔ 3,650,000										

別添一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を上記のとおり総括して報告します。(郵便番号 420- 0000) 電話(054) 254 - △△△△ 番

令和 7 年 5 月 27 日

住所 静岡市葵区追手町〇〇-△△

事業主氏名 静岡〇〇建設(株) 代表取締役 静岡 富士夫

静岡労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

作成者氏名 静岡 葵

組様式第7号(甲)

労働保険番号 22301931105
令和6年度確定 令和7年度概算

保険料・一般拠出金申告書内訳

3 枚のうち 1 枚目

① ②		③	④	令和6年度確定保険料・令和7年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金										令和7年度概算保険料			⑥ 第一種特別加入者				
事業主の名称		業種	保険区分	労災保険		雇用保険		確定保険料 (規模区分別)		一般拠出金		専有者概算保険料	労災保険	雇用保険	合計	氏名	令和6年度 からの 給付 基礎月額	適用 月数	区分	令和7年度 からの 給付 基礎月額	適用 月数
				賃金総額	保険料率 (%)×④	賃金総額	保険料率 (%)×④	合計額(⑨+⑩)	15人以下	16人以上	賃金総額 (※) (⑪×1,000)	一般拠出金額 (⑪×1,000)	第3種割合 加入人数÷全員	一般保険料 【第一種割合 加入人数÷全員】	一般保険料						
001	静岡〇〇建設(株)	3801	8 両保	83,881	9.5	865,639	12	909,439			83,881	1,677	1,000,000	1000/1000	10						
			9 労災	3,650	12	43,800															
			10 雇用																		

「総括表」から「申告書内訳」へは右記を参考に転記してください。

第4章 労働保険料の滞納に関する取扱いについて

1 滞納事業場が委託解除となった場合

令和6年度概算保険料に滞納があり令和6年度中に委託解除となった事業場で、確定保険料額が申告済概算より少額となった場合、その差額を委託解除した事業主から徴収する必要はありません。

したがって、令和6年度概算保険料にかかる滞納額を本来徴収すべき額に訂正するため、令和6年度の申告済概算保険料額を訂正します。この処理を「**年度整理**」といいます。

年度整理の処理は、年度更新処理と併せて行ってください。

(1) 修正する令和6年度概算保険料額の算出方法

令和6年度の申告済概算保険料額を、少額であった令和6年度確定保険料額に修正します。

なお、概算保険料の一部納付があり、その納付額が確定保険料額を上回っている場合は、令和6年度申告済概算保険料額を納付済額に修正します。

図表で示すと以下のとおりです（年度整理の具体例は31ページ参照）。

令和6年度 申告済 概算保険料額	>	令和6年度 確定保険料額	(一部納付なし)		A
			≥	一部納付額	B
			<	一部納付額	C

※令和6年度申告済概算保険料額を下記のとおり修正します。

- ・ Aの場合 … 令和6年度確定保険料額
- ・ Bの場合 … 令和6年度確定保険料額
- ・ Cの場合 … 一部納付額（確定保険料額を超過した額は事業主に還付する）

(2) 関係書類の修正等

① 申告書内訳

対象事業場の「⑩欄 申告済概算保険料」を**朱書きで「見え消し」で修正後**の概算保険料額に修正のうえ、余白に「年度整理」と記入する。

⑩欄 申告済概算保険料の小計・合計欄も同様の処理をする（小計欄については「年度整理」の記入は不要）。

申告済概算保険料を修正して印字した場合は、修正前の申告済概算保険料額を括弧書きで記入のうえ、余白に「年度整理」と記入する。

② 総括表

印字された「申告済概算保険料」を**「見え消し」で、修正時の差額**を差し引いた額に修正のうえ、余白に「年度整理」と記入する。

申告済概算保険料を修正して印字した場合は、修正前の申告済概算保険料額を括弧書きで記入の上、余白に「年度整理」と記入する。

③ 申告書

「⑮欄 申告済概算保険料額」に印字された額を「見え消し」で、修正時の差額を差し引いた額に修正のうえ、余白に「**年度整理**」と記載する。

④ 徴収・納付簿

「⑩欄 納付すべき額」に記載されている額を修正する（修正時の差額を第3期から順に減額する）。

⑤ 滞納事業場報告書（控）

「納付すべき保険料等」に記載されている額を徴収・納付簿と同様に修正する。

⑥ 納入通知書

修正した納付すべき額で作成し事業主に交付する。

(3) 提出書類「滞納事業場における確定状況報告（委託解除に係るもの）」

令和6年度概算保険料に滞納があり、令和6年度中に委託解除となった事業場については、「滞納事業場における確定状況報告（委託解除に係るもの）」に記入して申告書と併せて、7月10日までに提出してください（様式は85ページをコピーして使用してください）。

対象基幹番号に年度整理を行う事業場がある場合は、滞納があり委託解除した全ての事業場について報告してください。

なお、年度更新手続き以前に訂正申告を行った事業場については、記入・提出は不要です。

滞納事業場における確定状況報告 （委託解除に係るもの）

提出年月日 令和 7年 7月 8日

事務組合名称	労働保険事務組合 追手町労働協会			労働保険番号	県	所掌	管轄	基幹番号				
電話番号	054-234-5678	担当者	労働 花子		22	3	01	9	3	1	1	0 1

枝番号	事業場名	① 令和6年度 申告済 概算保険料	② ①に対する 納付済額	③ 令和6年度 確定保険料	比較			減額分	備考 (委託解除年月日)
					①≤③	①>③		※ 1では ①－③の額 ※ 2では ①－②の額	
						②≤③ ※ 1	②>③ ※ 2		
123	A工業	210,000	140,000	100,000			○	70,000	R7, 1, 31解除
234	B商店	150,000	50,000	80,000		○		70,000	R7, 2, 28解除
345	C産業	180,000	0	50,000		○		130,000	R7, 3, 31解除
456	D商事	120,000	0	150,000	○			—	R7, 3, 31解除
				合計	4件			270,000円	

(注) 1. 「比較」欄は該当する不等式に○印を付けてください。

2. 「減額分」欄は該当する算式により算出した額を記入してください。①≤③では空白としてください。

3. 充たがある場合、②に計上します。

(4) 年度整理の具体例

確定不足分は含めない

充当し、納付不要の額も納付済額に含める

事業場名	申告済 概算保険 料 額	確 定 保険料額	納付済額	減ずる額	修 正 後 概算保険 料 額	委託解除 年 月 日
A工業	210,000	100,000	140,000	70,000	140,000	R7,1,31
B商店	150,000	80,000	50,000	70,000	80,000	R7,2,28
C産業	180,000	50,000	0	130,000	50,000	R7,3,31
D商事	120,000	150,000	0	0	—	R7,3,31

◇A工業

- ・滞納状況 第3期 70,000円
- ・確定保険料が納付済額より小額のため、概算保険料を納付済額の「140,000円」に修正し、確定保険料額を上回る「40,000円」を事業主に還付する。
- ・概算保険料を「70,000円」減ずるため、徴収及び納付簿、滞納事業場報告書（控）の第3期分を「0円」に修正する。

◇B商店

- ・滞納状況 第2期 50,000円、第3期 50,000円
- ・確定保険料が納付済額を上回るため、概算保険料を確定保険料額の「80,000円」に修正する。
- ・概算保険料を「70,000円」減ずるため、徴収及び納付簿、滞納事業場報告書（控）の第2期分を「30,000円」に、第3期分を「0円」に修正する。

◇C産業

- ・滞納状況 第1期 60,000円 第2期 60,000円 第3期 60,000円
- ・全期が滞納のため、概算保険料を確定保険料額の「50,000円」に修正する。
- ・概算保険料を「130,000円」減ずるため、徴収及び納付簿、滞納事業場報告書（控）の第1期分を「50,000円」に、第2期分を「0円」に、第3期分を「0円」に修正する。

◇D商事

- ・確定保険料額が申告済概算保険料を上回っているため、年度整理の対象外となるが、他に年度整理対象事業場があるため「滞納事業場における確定状況報告（委託解除に係るもの）」に記載する。

(5) 「年度整理」 申告書の記入例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業
（一括有期事業を含む）

31759

石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR読への記入は上記の「標準字体」でお願います。

提出用

7 年 7 月 8 日

あて先 〒 420-8639

静岡市葵区追手町 9-50

静岡地方合同庁舎 3 階

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(注1) 右欄による確定申告書の提出に際しては、労働保険適用事業主から徴収する一般拠出金
一般拠出金は納付できません

(1) 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
労働保険番号 2 2 3 0 1 9 3 1 1 0 1 - 0 0 0 (項2)

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類
02 113 4401 13

(2) 増加年月日(元号：令和は9) (3) 事業廃止等年月日(元号：令和は9) 事業廃止等理由
年 月 日 年 月 日 項3 項4 項5
(4) 常時使用労働者数 (5) 雇用保険被保険者数 兼保険関係 兼片保険理由コード
1 万 千 6 1 3 (項6) 1 万 千 3 9 1 (項7) 項9 項10

確定保険料 算定内訳	⑦ 区 分	算定期間 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで			
		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 税率・一般拠出率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)	
労働保険料	(イ)	11 千円	(イ) 1000分の	3 3 3 7 9 8 7 8 (項12)	円
労働保険料	(ロ)	空白	(ロ) 1000分の	1 4 4 9 0 5 2 8 (項14)	円
雇用保険分	(ホ)	18 千円	(ホ) 1000分の	1 8 8 8 9 3 5 0 (項19)	円
一般拠出金	(ヘ)	(項35) 千円	(ヘ) 1000分の	7 9 3 1 6 (項36)	円

概算・増加概算 保険料算定内訳	⑪ 区 分	算定期間 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで			
		⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)	
労働保険料	(イ)	(項20) 千円	(イ) 1000分の	3 3 5 2 5 9 9 2 (項21)	円
労働保険料	(ロ)	空白	(ロ) 1000分の	1 4 5 3 1 5 7 5 (項23)	円
雇用保険分	(ホ)	(項22) 千円	(ホ) 1000分の	1 8 9 9 4 4 1 7 (項27)	円

年度整理後の申告済概算保険料を記載して下さい。
注意：前年度申告済概算保険料を訂正するのは年度整理の時だけです！

⑮ 申告済概算保険料額		⑯ 申告済概算保険料額	
(イ) ⑮(イ) - ⑮(ロ) (イ)	(ハ) ⑮(ロ) - ⑮(イ) (ハ)	(イ) ⑮(イ) - ⑮(ロ) (イ)	(ハ) ⑮(ロ) - ⑮(イ) (ハ)
477,424 円	不足額 1 円	477,424 円	不足額 1 円

このケースは⑳ 充當意思欄に 1 を記入してください。

⑰ 期別納付額	⑱ 加入している労働保険	⑲(イ) 労働保険料		⑲(ロ) 雇用保険料		⑲(ハ) 特掲事業		⑲(ニ) 該当する		事業又は作業の種類	事業主	社会保険労務士記載欄
		(イ) 労働保険料	(ロ) 雇用保険料	(イ) 労働保険料	(ロ) 雇用保険料	(イ) 特掲事業	(ロ) 該当する	(イ) 労働保険料	(ロ) 雇用保険料			
第1期	(イ) 労働保険	11,175,332 円	477,424 円	11,175,330 円	11,175,330 円	(イ) 労働保険	(イ) 労働保険	11,175,330 円	11,175,330 円	(イ) 住 所	会長 労働 一郎	作成年月日
第2期	(イ) 労働保険	11,175,330 円		11,175,330 円	11,175,330 円	(イ) 労働保険	(イ) 労働保険	11,175,330 円	11,175,330 円	(イ) 住 所	会長 労働 一郎	氏名
第3期	(イ) 労働保険	11,175,330 円		11,175,330 円	11,175,330 円	(イ) 労働保険	(イ) 労働保険	11,175,330 円	11,175,330 円	(イ) 住 所	会長 労働 一郎	電話番号

(イ) 充當額 (又は (ハ) 不足額) は、年度整理後の申告済み概算保険料を基に計算してください。

2 滞納事業場に係る報告と納付

(1) 「労働保険料等滞納事業場報告書」の提出

委託事業主から労働保険料の交付を受けることができず、法定納期限までに納付できなかった場合には、「労働保険料等滞納事業場報告書（組様式第9号）」（記入例は35ページ参照）により、下記期日（法定納期限経過後7日以内）までに労働局長に対し報告しなければなりません。

なお、労働保険料等の立替払いは絶対におやめください。

労働保険料等滞納事業場報告書の提出期日（令和7年度）

報告内容	提出期日
前年度確定不足・当年度概算 第1期・一般拠出金	7月17日
当年度概算第2期	11月21日
当年度概算第3期	2月24日

「国に納付する額」で、事業場から徴収できていない額を記載してください。

報告書の額に含めないものの例

- ・全期分まとめて徴収する場合の保険料で、2期と3期に納付する分
- ・委託手数料

- ・各期の法定納期限現在の状況で記入してください。
- ・基幹番号ごと（メリット事業場は一括管理とは別に）作成してください。
- ・滞納事業場が無い場合は提出不要です。

(2) 「労働保険納入事業場報告書」の提出

上記(1)により滞納があることを報告した事業場について、労働保険料等の交付を受け納付を行った場合は、すみやかに「労働保険料等納入事業場報告書（組様式第10号）」（記入例は36ページ参照）を提出してください（遅くとも翌月5日までに労働局必着）。

(3) 滞納事業場への督促、納付見込み状況の把握

法定納期限において滞納となっている事業場が滞納のまま一定期間を経過した場合は「督促状」を発行します。

「督促状」の指定納期までに納付されない場合は、法定納期限の翌日から起算し納入した日の前日までの期間に対して、国の定める割合で「延滞金」が課せられます。

なお、委託事業場が事務組合に労働保険料等を交付したにも拘らず、事務組合が国庫に納入しない場合に発生した「延滞金」は事務組合が責任を負うことになりますので十分にご注意ください。「延滞金」の割合は元本の納付日により異なります。

上記(1)により滞納があることを報告した事業場については、継続的に労働保険料等の納付督促を行ってください。

納付督促を行っても納付がない場合は、「**滞納労働保険料等督促状況報告書**」により、納付見込みや督促状況を必ず提出してください。提出期日は次ページをご確認ください。

「滞納労働保険料等督促状況報告書」は、87ページの様式をコピーしてご使用ください。

当該年度分を記入し過去にも滞納がある場合、過年度分も含めて報告してください。
当該用紙は**枝番号ごと**に作成し、「滞納労働保険料等督促状況報告書」提出期限までに提出してください（提出がない場合は、当課より督促をします）。

債権消滅時効の更新（消滅時効を1からカウントし直す）ための書類です。債務を承認してもらった上で、少しずつでも保険料を納付してもらえるような計画を立ててください。

(4) 「債務承認書」の提出

2月末日時点で滞納（過年度を含む）があるすべての事業場について、枝番号ごとに「債務承認書」を作成し、7月10日までに提出してください。

この書類には事業主の証明が必ず必要となりますので、年度更新事務処理において賃金等報告書を提出してもらう際に、事業主から内容確認の上、記名押印願います。

記名押印後の「債務承認書」は、必ず各労働保険事務組合でコピーをして保管してください。

「債務承認書」は、84ページの様式をコピーしてご使用ください。

なお、「債務承認書」の証明を事業主から受けられない場合は、86ページ『「債務承認書」証明が受けられない理由書』及び87ページ「滞納労働保険料等督促状況報告書」を必ず提出してください。

時効（2年）が完成し、納付してもらえる見込がない場合に不良債権として償却（不納欠損）する処理をするための根拠となることもある**大事な書類**です。
過去の滞納が残っている場合はその状況も記載してください。

「滞納労働保険料等督促状況報告書」の提出期日（提出必須）

※上記『「債務承認書」証明が受けられない理由書』と併せ提出した事業場分も、改めてご提出ください。

報告内容	状況把握時期	提出期日
前年度確定不足・当年度概算 第1期・一般拠出金	7月31日まで	8月13日
当年度概算第2期	11月30日まで	12月10日
当年度概算第3期	2月28日まで	3月10日

(5) 「事故（事業廃止等）事業場報告書」の提出

滞納事業場と連絡がとれなくなった場合または事業廃止等により労働保険料等に滞納の恐れがある場合には、「事故（事業廃止等）事業場報告書」に状況を記入し速やかにご報告ください。

「事故（事業廃止等）事業場報告書」は37ページの記入例を参照し、88ページの様式をコピーしてご使用ください。

なお、滞納事業場が委託解除となった場合は、速やかに当年度の支払賃金額を把握のうえ「訂正申告」を行うようお願いいたします。

労働保険料等滞納事業場報告書

滞納事業場がある場合は法定納期経過後**7日以内**に提出してください。
(滞納がなければ提出不要です)

種 別

31850

提出年月日(元号:令和は9)

9-07-07-14

静岡

労働局長 殿

※労働保険番号

都道府県	所管	管轄	基幹番号
2	2	3	01930900

報告年月日(元号:令和は9)

9-07-07-14

電話	(054)-(238)8609 番
所在地	〒422-8045 静岡市駿河区西島235-1
名 称	駿河労務経営研究会
代表者氏名	会長 駿河 太郎

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。

(| 枚のうち | 枚目)

枝番号1 036 徴定年度1 9-07 徴定区分1 62 電話(054)-(888)8888番 事業場名 両替町呉服(有)	納付すべき保険料等1 37435 納入額1 37435 滞納額1 37435
枝番号2 036 徴定年度2 9-07 徴定区分2 21 電話()-()番 事業場名 同 上	納付すべき保険料等2 82920 納入額2 82920 滞納額2 82920
枝番号3 036 徴定年度3 9-07 徴定区分3 72 電話()-()番 事業場名 同 上	納付すべき保険料等3 1230 納入額3 1230 滞納額3 1230
枝番号4 078 徴定年度4 9-07 徴定区分4 62 電話()-()番 事業場名 西島商店 西島一夫	納付すべき保険料等4 41423 納入額4 10000 滞納額4 31423
枝番号5 078 徴定年度5 9-07 徴定区分5 21 電話()-()番 事業場名 同 上	納付すべき保険料等5 32958 納入額5 32958 滞納額5 32958
合 計	納付すべき保険料等合計 195966 納入額合計 10000 滞納額合計 185966

月/日	保険料等	滞納額
/		

納付状況欄は記入しないでください。

基幹番号ごとに作成してください。
ただしメリット事業場は別葉で。

法定納期時点での滞納事業場及び滞納額を把握し報告

右下段の凡例を参照のうえ
徴定区分ごとに記入してください。
確定不足(前年度保険料)は「62」、1期分は「21」、前年度拠出金は「72」と必ず分けて記入してください。

個人事業場は事業主名まで記入してください。

月/日	保険料等	滞納額
/		

凡 例

- 1-徴定区分
- 21. 全期または1期
 - 22. 2期
 - 23. 3期
 - 61. 事業廃止(保険料)
 - 62. 前年度(保険料)
 - 63. 前々年度(保険料)
 - 71. 当年度事業廃止(拠出金)
 - 72. 当年度(拠出金)
 - 73. 前年度(拠出金)

複写式様式の1枚目(OCR読取帳票)を提出してください。

(4.3)

労働保険料等納入事業場報告書

納付後すみやかに静岡労働局に提出してください。

種 別

31851

提出年月日（元号：令和は9）

9-07-08-21

※労働保険番号

都道府県 所管 管轄 基幹番号
22301930900

労働局長 殿

報告年月（元号：令和は9）

9-07-08

中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。

（ 枚のうち 枚目）

枝番号1 036 徴定年度1 9-07 徴定区分1 62	年月日1 9-07-08-07 保険料等1 百十億千百万千37435 滞納額1 百十億千百万千百十円 納付場所1 あおい銀行 西島支店 備考1
枝番号2 036 徴定年度2 9-07 徴定区分2 21	年月日2 9-07-08-07 保険料等2 百十億千百万千82920 滞納額2 百十億千百万千百十円 納付場所2 同 上 備考2
枝番号3 036 徴定年度3 9-07 徴定区分3 72	年月日3 9-07-08-07 保険料等3 百十億千百万千1230 滞納額3 百十億千百万千百十円 納付場所3 同 上 備考3
枝番号4 168 徴定年度4 1-06 徴定区分4 23	年月日4 1-07-08-21 保険料等4 百十億千百万千100000 滞納額4 百十億千百万千12345 納付場所4 同 上 備考4
枝番号5 徴定年度5 徴定区分5	年月日5 保険料等5 滞納額5 納付場所5 備考5
合計	保険料等合計 百十億千百万千百十円 滞納額合計 百十億千百万千百十円

- (注) 1. この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書（組様式第9号）により報告した事業場のうち、その後納付したものに付き1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。
2. 納付場所欄には銀行名（支店名まで）、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

複写式様式の1枚目（OCR 読取帳票）を提出してください。

(4.3)

事故（事業廃止等）事業場報告書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

静岡労働局総務部労働保険徴収課長 殿

労働保険事務組合 静岡市駿河区西島 235-1
所 在 地 駿河労働経営研究会
名 称 会長 駿河 太郎
代 表 者 号
電 話 番 号 054 - 238 - 8609

委託事業場に係る事故（事業廃止等）について、下記のとおり報告します。

記

労働保険番号	22301930900- 108	雇用保険 適用事業所番号	2201 - 123457 - 7
事業場名	(株) 御幸町商事 (プティック MIYUKI)	所 在 地	店舗 静岡市葵区御幸町 1-2-3 倉庫 // 長沼 1234
代表者名	清水一郎	電 話 番 号 (自宅・携帯等)	事業所 054-XXX-XXXX 事業主携帯 090-XXXX-XXXX
事故年月日	令和 7 年 12 月 5 日	事 故 内 容	不渡り発生(2回目)、銀行取引停止
取引銀行	あおい銀行 追手町支店	不動産等の財産	店舗、倉庫、自宅
滞 納 額	令和 7 年度概算第 2 期 ￥123,456 令和 7 年度拠出金 ￥325		
事業場との 接触状況 接触時期、 接触回数、 接触場所、 接触方法、 等、 なるべく具体的に	11/4 (火) 9:00、11/7 (金) 14:00、11/14 (金) に事業所に電話するも不通。 11/19 (水) 11:00 事業所を訪問するも不在、施錠。 11/21 (金) 14:00 倉庫を訪問するも操業している気配なし。同日、事業主の携帯電話に連絡を依頼する留守番メッセージを入れる。 11/27 (木) 10:00、事業主の携帯電話から連絡あり、資金繰りに困窮しているとのこと。 12/3 (水) 9:00、事業主の携帯電話へ連絡。上記事故内容を把握。 破産手続きを検討しているとのこと。 事業主の実兄 090-2222-2222 担当弁護士 ○○法律事務所 054-3333-3333		

- ※1 事業場名は、株式会社・有限会社等を含め正式名称及び把握している店舗名等を記入してください。
- ※2 所在地は、支店・工場・倉庫・自宅等、把握している全てを記入してください。
- ※3 電話番号は、工場・自宅・携帯電話等、把握している全てを記入してください。
- ※4 取引銀行は、重要な調査対象ですので把握していれば支店名まで明記してください。
- ※5 滞納額は、労働保険料・一般拠出金に係る全ての滞納額を記入してください。確定精算の申告が済んでいない場合は、確定している賃金等報告の写しを添付してください。
- ※6 事業場との接触状況は、これまでの経過を具体的に記入してください。倒産等の場合では、倒産後の連絡先、責任者、担当弁護士等、把握している情報を記入してください。

第5章 労働保険料の訂正について

1 確定保険料の訂正申告

申告した確定保険料及び一般拠出金に誤りが発生された場合は、速やかに訂正申告を行ってください。

訂正申告により労働保険料等に不足が生じた場合は、速やかに不足額を納付してください。

また、申告納付額の方が過大となった場合には、「労働保険 労働保険料・石綿健康被害救済法 一般拠出金 還付請求書」（様式第8号 記入例は54ページ参照）により、その差額を還付請求してください。

なお、徴収法第41条の規定により、令和4年度の確定保険料については、令和5年時に年度更新申告書を提出期日までに提出した場合、その提出日の翌日から起算して2年で還付の権利が失効（時効が成立）します。

2 概算保険料の訂正申告

(1) 概算保険料訂正申告の提出期限等

年度更新終了後に以下①～③の事由が生じた場合は訂正申告を行ってください。

- ① 年度中途に新規委託事業場があった場合
- ② 年度中途に委託解除事業場があった場合
- ③ 賃金見込額が2倍を超え、かつ保険料の差額が13万円以上増加した場合

概算保険料に係る訂正申告の提出時期は下記のとおりです。

なお、提出期限に間に合わない場合は、第2期または第3期の納付書に訂正申告前の納付額が印字され納付されますので提出期限（※）は厳守してください。

増減額が生じた月	提出時期	納付額変更時期
年度更新～8月	9月1日(月)～9月16日(火)	第2期から
9月～12月	12月1日(月)～12月15日(月)	第3期から
12月～3月	(翌年度の年度更新)	(7月10日)

※滞納事業場が破産手続きを開始した場合、交付要求を行う際に正確な債権額が確定している必要があることから、上記期限と関係なく訂正申告をお願いすることがあります。

(2) 訂正申告を行った委託事業場の一般拠出金について（メリット適用事業場は除く）

一般拠出金の申告・納付は、年度更新手続きに併せて行うことになりますので、年度途中で委託解除し一般拠出金の確定精算が生じた場合は以下のとおり取り扱います。

- ◆ 労働保険料の訂正申告をする際、その時点では申告・納付せず、年更時に他とまとめて申告・納付する。
- ◆ 訂正に係る申告書の一般拠出金欄には記入しない。
- ◆ 労働保険料訂正申告以後に交付を受けた一般拠出金がある場合は、年更時まで事務組合で保管する。

一般拠出金の申告・納付は一年に一度だけ、年度更新時にのみ行います。

3 訂正申告に係る提出書類と記入例

確定保険料または概算保険料の訂正申告を行う場合は、年度更新手続き同様、以下の関連書類を静岡労働局に提出してください（監督署への提出は不要）。

- ① 労働保険料・一般拠出金 申告書（様式第6号（甲））
- ② 確定・概算保険料申告内訳（組様式第6号（甲）（手書き組合）、組機様式第10号（総コン、独自電算組合））
- ③ 労働保険事務組合保険料等申告書内訳総括表（組機様式第9号）（総コン、独自電算組合のみ）
- ④ 年度途中で委託解除となった事業場に特別加入者がいる場合は、
特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（労働保険事務組合用）（別紙様式第2号）
- ⑤ 一括有期事業では、
一括有期事業報告書（様式第7号）及び 総括表
- ⑥ 確定保険料の訂正申告を行う場合は、
訂正の根拠となる資料（賃金等報告の写を「訂正前」と「訂正後」の2枚 他）
- ⑦ 還付が発生した時は、還付請求書（様式第8号）54ページ
- ⑧ その他必要と認められる書類

なお、申告書内訳には、訂正の生じた年月及び理由を必ず記入してください。

概算保険料の増額訂正と減額訂正を同時に申告する場合、申告書及び総括表は増額・減額分を1枚の申告書・総括表に合算記入してください。申告書内訳は増額分と増額分計、減額分と減額分計をそれぞれ別葉で申告してください。

申告書、申告書内訳、総括表等の記入例は41ページ以降を参照してください。

確定保険料の訂正申告においては、原則、増額訂正と減額訂正は別々に申告してください。例外として、増額訂正を行う事業場から確実に保険料を徴収できる場合に限り、増額訂正と減額訂正を同時に申告することも可能です。

40ページ～43ページ …… 確定保険料を増額訂正する場合の記入例

44ページ～47ページ …… 概算保険料を第2期より増額訂正する場合の記入例

48ページ～53ページ …… 概算保険料を第2期より減額訂正する場合の記入例

(1) 確定保険料を増額訂正する場合の例

	増額前		増額後	
母体確定保険料	8,948,000	→	9,003,220	
労 災 保 険 料	3,500,000	→	3,524,220	
雇 用 保 険 料	5,448,000	→	5,479,000	
一 般 拠 出 金	10,000	→	10,040	

(変更内容)

A事業場、賃金算入漏れにより増額訂正

	労災保険		雇用保険		保険料計	一 般 拠 出 金
	賃金総額	保険料額	賃金総額	保険料額		
訂正前	(一) 18,000	126,000	13,000	201,500	336,439	360
	(特) 1,277	8,939				
訂正後	(一) 20,000	140,000	15,000	232,500	391,659	400
	(特) 2,737	19,159				
差額	(一) 2,000	14,000	2,000	31,000	55,220	40
	(特) 1,277	10,220				

基幹番号（900980）に合算する

	確定保険料額	一般拠出金	追加納付額
訂正前	8,948,000	10,000	
訂正後	9,003,220	10,040	
差額	55,220	40	55,260

組様式第6号(甲)		令和6年度 確定保険料 増額訂正	
市県	管轄	基幹番号	
22	302900	80	
労働保険番号A			

令和6年度	確定
令和6年度	概算

枚目

上段に変更後、下段に申告済
確定保険料を括弧書きで記入
してください。者の保険料変
更がある場合も同様に二段書
きで保険料変更を記入してく
ださい。

訂正の理由を具体的に記入してください。

労災、雇用、合計、拠出金の
それぞれの差額を記入してく
ださい。

基幹番号の総計を記入してく
ださい

- ・ 上段…変更後
- ・ 下段…申告済確定額を括弧書き

※①（一般拠出金算定に係る資金総額）については、②（労災保険に係る資金総額）の（－）と同額を記入して下さい。ただし、令和19年3月31日以前に設立した一括活用事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

芳働保険事務組合	芳働保険事務組合	駿河商工会	静岡市駿河区西島1-2-3	所在地	電話番号 (054) - (254) 8699
----------	----------	-------	---------------	-----	-------------------------

〔氏名〕事務担当者

駿河 良子

労働局用

(1)－ 2 確定保険料を増額訂正する場合（総括表）

組機様式第9号

労働保険事務組合保険料申告書内訳総括表

令和 7 年 〇 月 〇 日

名 称 労働保険事務組合 駿河商工会

労働保険事務組合の所在地 静岡市駿河区西島 1－2－3

令和6年度
確定保険料
増額訂正

差額を欄外に記入してください

〒 422-8045 TEL 054-254-8699

代表者の氏名 会長 駿河 省吾

労働保険番号										
府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号		
2	2	3	0	2	9	0	0	9	8	0

事務担当者 氏 名 (駿河 花子)

令和 6 年度				令和 7 年度			
区 分			確定保険料 (円)	区 分			概算保険料 (円)
+13,000 労 災 保 険	一般保険料		2,713,000 (2,700,000)	労 災 保 険	一般保険料		
	第1種特別 加入保険料		809,490 (800,000)		第1種特別 加入保険料		
	計		3,522,490 (3,500,000)		計		
+31,000 雇 用 保 険	一 般 保 険 料	15.5	5,479,000 (5,448,000)	雇 用 保 険	一 般 保 険 料	15.5	
	計	5,479,000 (5,448,000)	計				
+31,000	合 計		9,001,490 (8,948,000)	合 計		内訳書の合計欄額の 総計を記載して ・上段…変更後 ・下段…変更前の額 ※変更のない保険料 は必ず記載すること	
申告済概算保険料			各 概 算 分 保 納 付 料 額 の		第 1 期		
差 引 額	充 当 額 又 は 還 付 額		第 2 期				
	不 足 額			第 3 期			

確 定 申 告 事 業 場 雇 用 保 険 率	雇 用 保 険 率	人 員	支 払 賃 金 総 額	保 険 料
		人	千円	円
		人	千円	円
		人	千円	円

に 確 定 申 告 事 業 場	委 託 事 業 場 数	件
	常 時 使 用 労 働 者 数	人
	雇 用 保 険 被 保 険 者 数	人
	第 1 種 特 別 加 入 者 数	人

+40	一 般 抛 出 金	10,040 (10,000) 円
-----	-----------	----------------------

(1)－ 3 確定保険料を増額訂正する場合（申告書）

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業

31759

石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

令和6年度確定保険料 増額訂正

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR読みの記入は上記の「標準字体」をお願いします。

種別 32701

※修正項目番号

※入力機設定コード

※各種区分			
管轄	② 保険関係等	業種	産業分類

7 年 〇 月 〇 日

あて先 〒420-8639

静岡市葵区追手町9-50

静岡地方合同庁舎3階

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 区分	算定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで			
	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 課税一般拠出率	⑩ 確定保険料	一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ) 1000分の	(イ) 1000分の	(イ) 9001490	(項12) 円
労働保険料	(ロ) 1000分の	(ロ) 1000分の	(ロ) 3522490	(項14) 円
雇用保険分	(ロ) 1000分の	(ホ) 1000分の	(ホ) 5479000	(項19) 円
一般拠出金	(ヘ) 1000分の	(ヘ) 1000分の	(ヘ) 10040	(項36) 円

訂正後の保険料額、一般拠出金額を記載してください。

⑪ 区分	算定期間 令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 3 1 日 まで			
	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)	
労働保険料	(イ) 1000分の	(イ) 1000分の	(イ)	(項21) 円
労働保険料	(ロ) 1000分の	(ロ) 1000分の	(ロ)	(項23) 円
雇用保険分	(ホ) 1000分の	(ホ) 1000分の	(ホ)	(項27) 円

申告済確定保険料を記載してください（「概算」は「確定」に訂正してください）

区分ごとに申告済確定保険料額、区分ごとの差額を記入してください。

⑬ 申告済確定保険料額	8,948,000
⑭ 差引額	
⑮ 追加額	
⑯ 不足額	
⑰ 還付額	

⑮ 申告済確定保険料	労 3,500,000 雇 5,448,000
⑯ 増加概算保険料額	労 +22,490 雇 +31,000
⑰ 追加額	拠 10,000 拠 +40

⑱ 第1期支払額	(イ) 労働保険料 (ロ) 労働保険料 (ハ) 不足額 (ニ) 今期労働保険料 (ホ) 一般拠出金 (ヘ) 一般拠出金 (ト) 今期納付額 (ニ) + (ホ) + (ト)
⑲ 第2期支払額	(イ) 労働保険料 (ロ) 労働保険料 (ハ) 不足額 (ニ) 今期労働保険料 (ホ) 一般拠出金 (ヘ) 一般拠出金 (ト) 今期納付額 (ニ) + (ホ) + (ト)
⑳ 第3期支払額	(イ) 労働保険料 (ロ) 労働保険料 (ハ) 不足額 (ニ) 今期労働保険料 (ホ) 一般拠出金 (ヘ) 一般拠出金 (ト) 今期納付額 (ニ) + (ホ) + (ト)
㉑ 加入している労働保険	(イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険
㉒ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない
㉓ (イ) 所在地	
㉔ (ロ) 名称	

事業又は作業の種類	(イ) 住所 〒422-8045 電話番号 (054) 254-8699 (ロ) 名称 静岡市駿河区西島1-2-3 (ハ) 氏名 労働保険事務組合 駿河商工会 (ニ) 氏名 会長 駿河 省吾
作成年月日	
提出代行名	
事務代理者の表示	
氏名	
電話番号	
⑳ 保険関係成立年月日	
㉑ 事業廃止等理由	(1) 廃止 (2) 委託 (3) 併合 (4) 号替等なし (5) その他

労働保険分	保険料算定基礎額	労働保険率	確定保険料額	雇用保険分	保険料算定基礎額	雇用保険率	確定保険料額
前期分	(イ) 千円	(ハ) 1000分の	(ニ) 円	前期分	(ヘ) 千円	(チ) 1000分の	(ス) 円
後期分	(ロ) 千円		(ホ) 円	後期分	(ト) 千円	(リ) 1000分の	(ル) 円
合計	(イ) + (ロ) 千円		(ニ) + (ホ) 円	合計	(ヘ) + (ト) 千円		(ス) + (ル) 円

(2) 概算保険料を第2期から増額訂正する場合の例

	増額前		増額後
母体概算保険料	9,000,000	→	9,791,201
労 災 保 険 料	3,500,000	→	3,702,015
雇 用 保 険 料	5,500,000	→	6,089,186

(変更内容)

B、C、D事業場の新規委託を受け概算保険料を増額する

	概 算 保険料額	労災	雇用
B事業場	332,038	84,007	248,031
C事業場	287,067	70,005	217,062
D事業場	172,096	48,003	124,093
増額合計	791,201	202,015	589,186

$791,201 \div 2 = 395,600^5$
 端数は2期納付額へ加える
 2期納付額… + 395,601
 3期納付額… + 395,600

基幹番号 (900980) に合算する

	概算保険料額	第1期分納付額	第2期分納付額	第3期分納付額
訂正前	9,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
訂正後	9,791,201	3,000,000(変更なし)	3,395,601	3,395,600
差額	791,201	0	395,601	395,600

端数が生じた場合は「第2期分納付額」へ含めて計算してください。

組様式第6号(甲)

令和 年度	確定
令和 7 年度	概算

保險料・一般拋出金由書内訳

枚のうち
枚目

※⑤（一般拠出金庫に係る資金総額）については、⑦（労災保険に係る資金総額）の（一）と同額を記入して下さい。ただし、令和19年3月31日以前に成立した一括有期貸

労働保険
事務組合の
名称
労働保険事務組合 駿河商工会

(郵便番号) 422 - 8045 (電話番号) (054) - (254) 8699 番

代表者の氏名	会長	駿河 省吾
--------	----	-------

〔氏名〕事務担当者

駿河 良子

勞働局用

(2)ー 2 概算保険料を第 2 期から増額訂正する場合（総括表）

組機様式第9号

労働保険事務組合保険料申告書内訳総括表

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

名 称 労働保険事務組合 駿河商工会

労働保険事務組合の所在地 静岡市駿河区西島 1 - 2 - 3

〒 422-8045 TEL 054-254-8699

代表者の氏名 会長 駿河 省吾

令和7年度
概算保険料
増額訂正

差額を欄外に記入してください

労働保険番号										
府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号		
2	2	3	0	2	9	0	0	9	8	0

事務担当者名 (駿河 花子)

令和 年度				令和 7 年度				
区 分			確定保険料 (円)	区 分			概算保険料 (円)	
労 災 保 険	一般保険料			労 災 保 険	一般保険料		2,902,015 (2,700,000)	+202,015
	第1種特別 加入保険料				第1種特別 加入保険料		800,000	
	計				計		3,702,015 (3,500,000)	+202,015
雇 用 保 険	一 般 保 険 料	15.5		雇 用 保 険	一 般 保 険 料	15.5	6,089,186 (5,500,000)	+589,186
		計				6,089,186 (5,500,000)	+589,186	
合 計				合 計			9,791,201 (9,000,000)	+791,201
申告済概算保険料				各 概 算 分 保 險 料 額 の	第 1 期		3,000,000	
差 引 額	充 当 額 又 は 還 付 額				第 2 期		3,395,601 (3,000,000)	+395,601
	不 足 額				第 3 期		3,395,600 (3,000,000)	+395,600

確 に 高 年 定 申 お 告 事 業 場 業 働 者	雇用保険率	人員	支 払 賃 金 総 額	保 険 料
		人	千円	円
		人	千円	円
		人	千円	円

一 般 拠 出 金	円
-----------	---

内訳書の合計欄額と同様、基幹番号の総計を記載してください

・上段…変更後
・下段…変更前の額を括弧書き
※変更のない保険料の欄も括弧を付けずに記載すること

期別納付額も保険料と同様に記載してください

・上段…変更後
・下段…申告済み各期納付額を括弧書き

(2)－3 概算保険料を第2期から増額訂正する場合（申告書）

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業

（一括有期事業を含む。）

31759

石橋健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

令和7年度概算保険料用 増額訂正

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願ひします。

種別 32701 修正項目番号 入力設定コード

※各種区分
管轄 保険関係等 業種 産業分類

7 年 〇 月 〇 日

あて先 〒420-8639

静岡市葵区迫手町9-50

静岡地方合同庁舎3階

① 労働保険番号 22302900980-000
② 増加年月日（元号：令和は9）
③ 事業廃止等年月日（元号：令和は9）
④ 常時使用労働者数
⑤ 雇用保険被保険者数

労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料算定内訳	⑦ 区分	算定期間 令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日 まで		
		⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 税率・一般拠出率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨）
労働保険料	(イ)		(イ) 1000分の	
労働保険料	(ロ)		(ロ) 1000分の	
雇用保険分	(ホ)		(ホ) 1000分の	
一般拠出金	(ヘ)		(ヘ) 1000分の	

概算	⑪	算定期間 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで		
		⑫ 基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額（⑫×⑬）
			(イ) 1000分の (イ)	9791201 (項21) 円
			(ロ) 1000分の (ロ)	3702015 (項23) 円
			(ホ) 1000分の (ホ)	6089186 (項27) 円

期別納付額からの増額について記入してください
・上段…増加する額
・下段…申告時納付額を括弧書で

変更後の保険料額を記入してください

申告済概算保険料額、増額する保険料額を、労災・雇用の各保険ごとに記入してください

⑮ 申告済概算保険料額	9,000,000 円	⑯ 申告済概算保険料額	労 3,500,000 雇 5,500,000
⑰ 差引額		⑱ 増加概算保険料額	労 +202,015 雇 +589,186

変更後の期別納付額を記入してください。

当初の申告済概算保険料額を記入してください

⑲ 期別納付額	3,000,000 円	⑳ 期別納付額	3,395,601 円
⑳ 期別納付額	3,395,601 円	㉑ 期別納付額	3,395,601 円
㉒ 加入している労働保険	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	㉓ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない
㉔ (イ) 所在地		㉕ 事業又は作業の種類	
㉖ (ロ) 名称		㉗ 住所	〒422-8045 電話番号 (054) 254-8699
		㉘ 法人のときは主たる事務所の所在地	静岡市駿河区西島1-2-3
		㉙ 名称	労働保険事務組合 駿河商工会
		㉚ (ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)	会長 駿河 省吾
		㉛ 社会保険労務士記載欄	
		㉜ 作成年月日	
		㉝ 提出代行者	
		㉞ 事務代理者の表示	
		㉟ 電話番号	
		㊱ 事業廃止等理由	(1) 廃止 (2) 合併 (3) 分割 (4) 吸収合併 (5) その他

労働保険分	保険料算定基礎額	労働保険率	確定保険料額	雇用保険分	保険料算定基礎額	雇用保険率	確定保険料額
前期分	(イ)	(ハ) 1000分の (ニ)		前期分	(ヘ)	(チ) 1000分の (ヌ)	
後期分	(ロ)	(ホ)		後期分	(ト)	(リ) 1000分の (ル)	
合計	(イ)+(ロ)	(ニ)+(ホ)		合計	(ヘ)+(ト)	(ヌ)+(ル)	

(3) 概算保険料を第2期から減額訂正する場合

母体（訂正前）

概算保険料 9,000,000円
 労災保険 3,500,000円
 雇用保険 5,500,000円

（訂正内容）

D、E事業場を委託解除したため、概算保険料額を確定保険料と同額に訂正

		概算保険料額 (訂正前)	概算保険料額 (訂正後)	訂正額	一般拠出金
D 事業場	労災	117,650	40,300	△77,350	124
	雇用	186,000	66,650	△119,350	
	合計	303,650	106,950	△196,700	
E 事業場	労災	60,000	9,400	△50,600	47
	雇用	217,000	34,100	△182,900	
	合計	277,000	43,500	△233,500	
合 計	労災	177,650	49,700	△127,950	171
	雇用	403,000	100,750	△302,250	
	合計	580,650	150,450	△430,200	

一般拠出金は労災保険料の確定に伴い、金額が確定したものです。委託解除時に領収した場合、組合で保管し、次年度の年度更新時に申告・納付を行ってください。

① 母体の概算保険料の変更を行う

		変更前	訂正額 合計	変更後
母体	労災保険	3,500,000	△127,950	3,372,050
	雇用保険	5,500,000	△302,250	5,197,750
	合計	9,000,000	△430,200	8,569,800

② 母体の期別納付額をいくら減額するのか計算する

イ 事業場ごとに訂正申告前における各期の納付額を計算する

<D事業場> 訂正前概算保険料 303,650円

第1期納付額	101,218円
第2期納付額	101,216円
第3期納付額	101,216円

<E事業場> 訂正前概算保険料 277,000円

第1期納付額	92,334円
第2期納付額	92,333円
第3期納付額	92,333円

ロ 事業場ごとに減額訂正額を第3期から減じ、残りを第2期から減じる。

<D事業場> 訂正後概算保険料 106,950円 減額合計 △196,700円

第1期納付額	101,218円	
第2期納付額	101,216円	→ △95,484円
第3期納付額	101,216円	→ △101,216円 (計△196,700円)

委託解除しており、**実質**
は「確定」保険料

3期から減額する！

<E事業場> 訂正後概算保険料 43,500円 減額合計 △233,500円

第1期納付額	92,334円	
第2期納付額	92,333円	→ △141,167円 (※)
第3期納付額	92,333円	→ △92,333円 (計△233,500円)

1期と2期を合算する！

※第1期分は納付時期が過ぎており原則として訂正できないため、1期の減額分は2期と合算します。結果として**滞納がない場合**は、

$$92,334円（第1期納付額） - 43,500円（訂正後概算保険料） = \underline{48,834円}$$

を事業場に還付します。

ただし**滞納がある場合**は例外的な取扱いをすることがあります。

詳しくは、次ページの<期別納付額の注意点>をご覧ください。

ハ 事業場ごとの減額合計を期別に集計する。

	<D事業場>		<E事業場>		<母体減額合計>
第2期減額合計	△ 95,484円	+	△141,167円	=	△236,651円
第3期減額合計	△101,216円	+	△ 92,333円	=	△193,549円

↑
これらの金額を母体の
期別納付額から減額し
ます。

<期別納付額計算の注意点>

滞納がある場合の取り扱い

通常、2期の概算保険料の減額訂正では1期の概算保険料を減額しませんが、1期概算保険料に滞納がある場合は例外となります。1期概算保険料を滞納している事業場の2期減額訂正において、減額する保険料が2期と3期の概算保険料を超える場合、超えた金額は1期の滞納額から減額します（充当や内払があり1期滞納額から減額しきれない場合、余った分は2期から減額します）。

たとえばE事業場が1期概算保険料を滞納していた場合、減額すべき保険料233,500円は2期と3期の合計金額である184,666円（2期分92,333＋3期分92,333）を超えるため、超えた金額48,834円は1期から減額します（下図参照）。

<E事業場> 減額合計 △233,500円、確定保険料 43,500円

			(減額分)	(減額後の概算保険料額)
第1期	概算保険料	92,334円	△48,834円	43,500円
第2期	概算保険料	92,333円	→ △92,333円	→ 0円
第3期	概算保険料	92,333円	△92,333円	0円
			(計△233,500円)	

(3)－1 概算保険料を第2期から減額訂正する場合（申告書内訳・滞納がない場合）

[illegible]

(3)－ 2 概算保険料を第 2 期から減額訂正する場合（総括表・滞納がない場合）

組機様式第9号

労働保険事務組合保険料申告書内訳総括表

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

名 称 労働保険事務組合 駿河商工会

労働保険事務組合の所在地 静岡市駿河区西島 1－2－3

〒 422-8045 TEL 054-254-8699

代表者の氏名 会長 駿河 省吾

令和7年度
概算保険料
減額訂正

差額を欄外に記入してください

労働保険番号										
府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号		
2	2	3	0	2	9	0	0	9	8	0

事務担当者氏名 (駿河 花子)

令和 年度				令和 7 年度			
区 分			確定保険料 (円)	区 分			概算保険料 (円)
労 災 保 険	一般保険料			労 災 保 険	一般保険料		2,578,000 (2,700,000)
	第1種特別 加入保険料				第1種特別 加入保険料		800,000
	計				計		3,378,000 (3,500,000)
雇 用 保 険	一 般 保 険 料	15.5		雇 用 保 険	一 般 保 険 料	15.5	5,197,750 (5,500,000)
		計				5,197,750 (5,500,000)	
合 計				合 計			8,575,750 (9,000,000)
申告済概算保険料				各 概 算 分 保 険 料 付 料 額 の	第 1 期		3,000,000
差 引 額	充 当 額 又 は 還 付 額				第 2 期		2,766,283 (3,000,000)
	不 足 額				第 3 期		2,809,467 (3,000,000)

確 定 申 告 事 業 場 高 年 齢 者	雇 用 保 険 率	人 員	支 払 賃 金 総 額	保 険 料
		人	千円	円
		人	千円	円
		人	千円	円

一 般 抛 出 金	円
-----------	---

内訳書の合計欄額と同様、基幹番号の総計を記載してください

・上段…変更後
・下段…変更前の額を括弧書き
※変更のない保険料の欄も括弧を付
けずに記載すること

期別納付額も保険料と同様に記載し
てください

3期分…委託解除事業場の3期納
付予定額を減額

2期分…3期で減額し、残った
額を減額

(3)－ 3 概算保険料を第 2 期から減額訂正する場合（申告書・滞納がない場合）

様式第 6 号（第 24 条、第 25 条、第 33 条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

令和 7 年度概算保険料 減額訂正

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第 3 号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR 検への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

7 年 〇 月 〇 日

あて先 〒420-8639 静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 3 階

労働保険特別会計歳入徴収官殿

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げてください。）

確定保険料算定内訳

⑦ 区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨）
労働保険料	（イ）	（イ） 1000分の	（イ）
労働保険料	（ロ）	（ロ） 1000分の	（ロ）
雇用保険料	（ハ）	（ハ） 1000分の	（ハ）
一般拠出金	（ヘ）	（ヘ） 1000分の	（ヘ）

一般拠出金は記入しないでください

算定期間 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

⑪ 区分

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額（⑫×⑬）
（イ）	（イ）	（イ）
（ロ）	（ロ）	（ロ）
（ハ）	（ハ）	（ハ）
（ヘ）	（ヘ）	（ヘ）

期別納付額からの増額について記入してください
・上段…減ずる額
・下段…申告時納付額を括弧書で

変更後の保険料額を記入してください

申告済概算保険料額、減額する保険料額を、労災・雇用の各保険ごとに記入してください

変更後の期別納付額を記入してください。

当初の申告済概算保険料額を記入してください

9,000,000

3,000,000

△233,717 (3,000,000)

△190,533 (3,000,000)

2,766,283

2,809,467

労働保険事務組合 駿河商工会

会長 駿河 省吾

作成年月日 提出代行 事務代理者の表示

社会保険労務士記載欄

氏名 電話番号

発事業廃止等理由

（1）廃止 （2）委託 （3）譲渡 （4）号外等なし （5）その他

⑮ 期別納付額

労働保険分	保険料算定基礎額	労働保険率	確定保険料額	雇用保険分	保険料算定基礎額	雇用保険率	確定保険料額
前期分	（イ）	（ハ） 1000分の	（イ）	前期分	（ヘ）	（チ） 1000分の	（ヘ）
後期分	（ロ）	（ロ）	（ロ）	後期分	（ト）	（リ） 1000分の	（ト）
合計	（イ）+（ロ）		（二）+（ホ）	合計	（ヘ）+（ト）		（ヌ）+（ル）

「労働保険適用・徴収関係主要様式」
のページより。

— 54 —

第6章 中小事業主等（第1種）の労災保険特別加入制度について

1 特別加入者の範囲について

第1種特別加入に係る中小事業主とは、下表に示す人数以下の労働者を常時雇用する事業主（事業主が法人その他の団体である場合はその代表者）及び労働者以外で当該事業に従事する方（事業主の家族従事者や中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）をいいます。

業種	労働者数
金融業・保険料 不動産業・小売業	50人
卸売業・サービス業	100人
上記以外の業種	300人

これは、労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託できる範囲と同様です。

なお、継続して労働者を雇用していない場合であっても、1年間に100日以上にわたり労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

2 特別加入の手続きについて

(1) 新たに特別加入を申請する場合

中小事業主に該当する方が特別加入するためには、下記の要件を満たすことが必要です。

- 雇用する労働者について労働関係が成立していること
- 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

中小事業主等が特別加入を希望する場合は、「中小事業主等の特別加入申請書」（様式第34条の7）（61ページ参照）を事務組合管轄監督署へ提出してください。

特別加入の申請を行う際には、事業主本人のほか家族従事者（法人その他の団体である場合は代表者以外の役員）など労働者以外で業務に従事している方全員に対して特別加入の申請を行う必要があります（包括加入の原則）。

ただし、病気療養中で就業の実態がない、高齢その他の事情により実態として事業に従事していない事業主は「理由書」（83ページの様式をコピーして使用してください）を添付することにより、対象から除くことができます。

また、保険関係は個々の事業ごとに成立するため、同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合、一方の事業のみについてのみ特別加入したときは、他の事業で被災しても補償を受けることはできません。

＊ 申請書記入の際の留意点

- ・ 特別加入する場合は、監督署の受付日の翌日から起算して30日の範囲内において承認を希望する日を選択することが可能です。
(申請書受付日以前の希望日を記入して提出した場合であっても、監督署受付日の翌日が承認の日となります。)

(2) 健康診断が必要な場合

特別加入を希望する中小事業主等のうち、下記に記載されている「特別加入予定者の業務の種類」に応じて、それぞれの従事期間以上、当該業務を行ったことがある場合については、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に先の業務に従事した期間 (通算期間)	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務※1	3 年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1 年	振動障害健康診断
鉛業務	6 カ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務※2	6 カ月	有機溶剤中毒健康診断

※1 平成24年4月1日より「金属アーク溶接する作業」が屋内外を問わず、「粉じん作業」になりました(施行日前の屋外作業については、特定作業の期間に算定しません)。

※2 作業場の屋内外を問わず、健康診断が必要です。

(3) 承認された中小事業主等に変更等があった場合

特別加入の承認を受けた後、下記の変更等があった場合には「特別加入に関する変更届(中小事業主等及び一人親方等)」(様式第34条の8)(62ページ参照)を事務組合管轄監督署へ提出してください。

- ・ 特別加入者の氏名、地位又は続柄、事業内容等に変更があった場合
- ・ 特別加入されている事業において、新たに事業主となった方または新たに事業に従事することとなった方が生じた場合

なお、変更内容に係る変更決定は、監督署受付日の翌日から起算して30日の範囲内において希望する日となります。

(4) 委託する労働保険事務組合を変更した場合

特別加入の承認を受けている事業主が、旧事務組合との委託を解除した日の翌日に新事務組合に委託し、引き続き特別加入を希望する場合は、委託日から速やか(新事務組合は委託日から10日以内に保険関係成立届を提出していなければなりません)に新事務組合の管轄監督署に57ページの手続を行うことにより、特別加入者の地位は継続するものとして取り扱われます。

《 旧（委託解除）事務組合 》

- ・事業主と委託解除の手続きを行う際、別の事務組合に委託し引き続き特別加入の意思があることを確認した場合は、「特別加入状況証明書」（様式89ページ）に必要事項を記載のうえ事業主に交付してください。
- ・上記以外の場合は、委託解除日以前30日以内に「特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）」（様式第34号の8）を管轄監督署に提出してください。

《 新（新規委託）事務組合 》

「保険関係成立届・事務処理委託届」（様式第1号）を提出する他、下記の書類を管轄監督署に提出してください。

- ① 旧事務組合から受けた「労働保険事務等委託解除通知書」（組様式第11号）の写し【2部】
- ② 新たに取り交わした「労働保険事務等委託書」（組様式第1号）の写し【2部】
- ③ 旧事務組合から交付された「特別加入状況証明書」【局用及び署用】
- ④ 安定所もしくは監督署で受理した「保険関係成立届・事務処理委託届」（様式第1号）控の写【2部】

※ 「労働保険事務処理委託事業主名簿」の特別加入承認年月日欄には、旧事務組合を通じて行った特別加入に関する承認年月日を転記してください。

※ (4)の方法によることなく、従来どおり**新事務組合による加入申請書の提出でも差し支えありません。**

【注意！】

特別加入の内容（業務内容、労働時間、賃金日額）が旧事務組合加入時と異なる場合は(4)の方法による**変更手続はできません。**

新事務組合は改めて特別加入申請書を監督署に提出してください。

3 給付基礎日額及び特別加入保険料について

(1) 給付基礎日額の決定

給付基礎日額の選択にあたっては、当該特別加入者の所得水準に見合った額を考慮したうえで申請していただき、労働局長が承認します。

なお、承認にあたり労働局長は、必要により特別加入者の所得が確認できる書類等の提出を求めることがあります。

また、決定された給付基礎日額は、保険年度途中の変更はできません。

(2) 給付基礎日額の変更

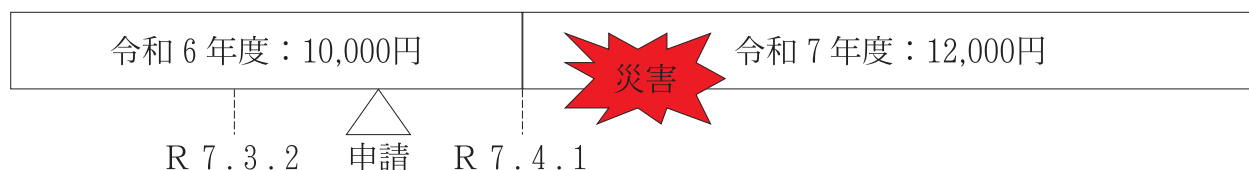
翌年度の給付基礎日額変更を希望する場合は、①または②のどちらかで手続きが必要です。

- ① 前年度中に事前の申請を行う（3月2日～3月31日※**曜日による変動なし**）。
- ② 年度更新期間中（6月2日～7月10日）に変更を行う場合は、Ⅰ及びⅡ、またはⅡのみ、のどちらかで手続きが必要。**ただし災害発生後の変更は不可。**
 - Ⅰ 「給付基礎日額変更申請書」を事務組合管轄の監督署に提出する。
 - Ⅱ 事務組合が提出する申告書内訳の「3. 変更」を○で囲み、変更を希望する給付基礎日額を記入する。

《変更申請があった場合の給付基礎日額の適用例》

例 1) 令和 7 年 3 月 2 日から 3 月 31 日までの間に、令和 7 年度の給付基礎日額を 10,000 円から 12,000 円に変更を申請

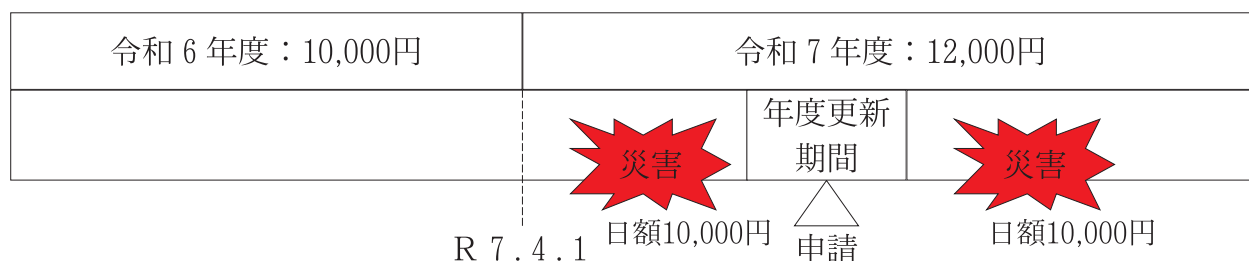
→令和 7 年度に災害が発生した場合、給付基礎日額が 12,000 円に基づいて支給されます。



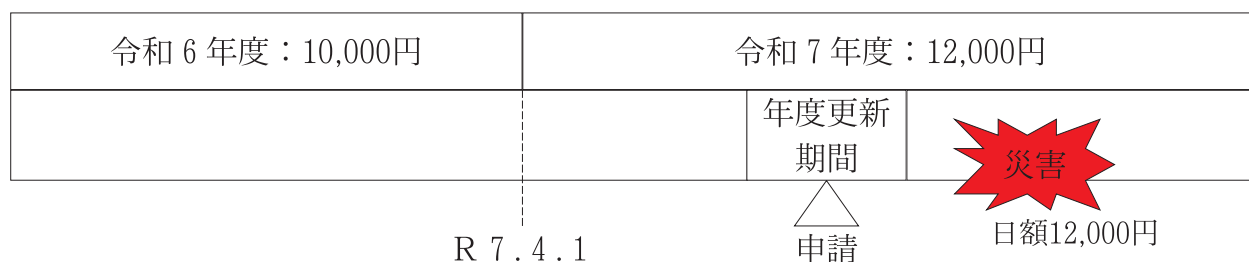
例 2) 令和 7 年度の年度更新期間中に令和 7 年度の給付基礎日額を 10,000 円から 12,000 円に変更を申請

→原則、令和 7 年 4 月 1 日にさかのぼって給付基礎日額を変更

注 1) 申請前に災害が発生していた場合、その後で給付基礎日額の変更を申請しても承認されません。この場合、令和 7 年度内に発生した災害に対する保険給付は全て、給付基礎日額 10,000 円に基づいて支払われます。



注 2) 申請後に災害が発生した場合は、給付基礎日額 12,000 円に基づいて給付されます。



(3) 労働保険事務組合を変更した場合の給付基礎日額の扱い

前年度末（3 月 31 日）に旧事務組合を委託解除して、その翌日（4 月 1 日）に新事務組合に委託した場合、新事務組合における給付基礎日額は、基本的には旧事務組合が交付する「加入状況証明書」に記載されたものと同額にしてください。

しかし、この時期に委託替えする場合に限り、下記の①または②の方法により変更することもできます。

① 前年度中に、旧事務組合が「給付基礎日額変更申請書」を事務組合管轄の監督署に提出する。

- ② 年度更新期間中に、新事務組合が「給付基礎日額変更申請書」を事務組合管轄の監督署に提出する。

※申告書内訳による変更は不可

※この場合、委託後に別途提出する「加入状況証明書」の余白に、予め新年度に日額を変更する旨及び変更後の日額を付記しておく。

注1) 上記②の取扱いにより給付基礎日額を変更する場合、「加入状況証明書」等の届が提出される前に労災事故が発生した場合は、その後年度更新期間中に「給付基礎日額変更申請書」を提出しても、その変更は承認されません。

(4) 特別加入保険料の計算

特別加入者の保険料は、「特別加入保険料算定基礎額表」(72ページ参照)の保険料算定基礎額にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じた額となります。

なお、年度途中において、新たに特別加入者になった場合、または特別加入者でなくなった場合には、当該年度内の特別加入月数(加入または脱退等が月の途中であった場合も1ヶ月として計算します)に、特例による1/12の額を乗じた額が保険料算定基礎額になります(月割早見表 72ページ参照)。

《 保険料の計算例 》

〇〇株式会社の特別加入状況

特別加入者	加入(承認)日	特別加入者でなくなった日	給付基礎日額
A代表取締役	H18.4.2		10,000円
B取締役	H18.4.2	R6.6.30	7,000円
C取締役	R6.9.16		8,000円

* 保険料算定基礎額の算出

各加入者の保険料算定基礎額を算出し合計する。

(イ) A代表取締役 = 3,650,000円 (10,000円で12ヵ月加入)

(ロ) B取締役 = 638,751円 (7,000円で4月～6月の3ヵ月間)

(ハ) C取締役 = 1,703,338円 (8,000円で9月～翌年3月の7ヵ月間)

(イ) + (ロ) + (ハ) 合計 5,992,089円

* 保険料の算出

上記で算出した合計額(千円未満切捨て)に労災保険料率を乗じる。

5,992千円 × 労災保険料率 = 特別加入保険料

4 特別加入者としての地位の消滅について

事業主が何らかの理由により第一種特別加入からの脱退を希望する場合は、任意に一部の特別加入者を脱退させることはできず、原則として、事業主を含む全員を同時に脱退させなければなりません。

その場合は、「特別加入脱退申請書」（様式第34号の8）を、事務組合を管轄する労働基準監督署を経由して労働局に提出し、申請日から起算して30日以内の日を選択して脱退にかかる労働局長の承認を受けることとなります。

特別加入者は全員脱退するが事務委託は継続する場合は、「脱退の理由」欄に脱退理由を記入した後、その余白に（委託は継続）と付記してください。

なお、委託解除により特別加入も同時に脱退する場合は、「委託解除届」を提出していれば委託解除日をもって自動的に脱退となるので、別途「特別加入脱退申請書」を提出する必要はありません。

また、特別加入者全員が脱退するのではなく、一部の特別加入者が明確にその地位を失う場合（一部脱退）は、当該特別加入者の異動として「特別加入に関する変更届」（様式第34条の8）を作成し、「変更決定を希望する日」欄に提出日の翌日から起算して30日以内の変更希望日を記載し、事務組合を管轄する労働基準監督署を経由して労働局に提出することとなります。

変更届の作成にあたっては、「特別加入者の異動」欄に、異動年月日・氏名・生年月日を記載した後、**その特別加入者ではなくなった理由（死亡・役員辞任・退職等）を空欄（※整理番号部分等）に記入**して、その地位を失うことが間違いないことを明示してください。

なお、特別加入者の異動日後に変更届を提出した場合、例外はありますが、原則として変更希望日の属する月まで保険料が算定されますのでご注意ください。

5 その他

特別加入者が年度の途中で加入または脱退等となった場合は、年度更新時に「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」（別紙様式第2号）を、基幹番号ごとに記入して提出してください（記入例は13・14ページ）。

なお、年度の途中で委託解除となり、労働保険料の訂正申告を行う場合には、訂正申告と併せて特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳を提出してください。

特別加入申請書、変更届、脱退申請書の記載に際しては、**裏面の注意事項**も併せてご一読願います。

労災発生時の保険給付対象の判断に際し重要な項目です。**労働者と共に行う業務内容を具体的に・明確に記入**してください。

様式第34号の7（表面）

「従事する特定業務」欄は、従事する業務が1～7のいずれかに該当する場合は当該番号を○で付してください（該当しない場合は9）。また、特定業務のいずれかに該当する場合は「最初に従事した年月」「従事した期間の合計」を記載してください。

労働者災害補償保険 特別加入申請書（中小事業主等）

事業種別 36211		※裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。（職員が記載します。）	
① 申請に係る事業の労働保険番号 府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 22301900005005		※受付年月日 9 令和 年 月 日	
② 事業主の氏名（法人その他の団体であるときはその名称）			
③ 申請に係る事業	名称（フリガナ）	コウセイロウドウユウゲンカブシキガイシャ	
	名称（漢字）	厚生労働塗装有限公司	
	事業場の所在地	静岡県〇〇市中区××通× - 0	
④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 3 名			
*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。			
フリガナ氏名 コウセイ タロウ 厚生 太郎	事業主との関係 (地位又は続柄) ① 本人 ③ 役員 ⑤ 家族従事者 ()	業務の具体的な内容 一般建築物の塗装 (トルエン・キシレン)休憩 12時～13時 労働者の始業及び終業の時刻 9時00分～17時30分	除染作業 1 有 3 無 7 有機溶剤 9 該当なし
生年月日 昭和46年 8月 20日			従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし
		業務の具体的な内容 同上	業務歴 最初に従事した年月 平成2年 4月 従事した期間の合計 35年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 18,000円
生年月日 昭和56年 4月 5日		業務の具体的な内容 同上	業務歴 最初に従事した年月 平成13年 4月 従事した期間の合計 24年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 18,000円
生年月日 昭和58年 10月 10日		業務の具体的な内容 同上	業務歴 最初に従事した年月 平成14年 4月 従事した期間の合計 23年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 14,000円
生年月日 年 月 日		業務の具体的な内容 上記以外該当者なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円
⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日 令和7年 4月 1日			
⑥ 労働保険事務組合の証明 上記⑤の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。 令和7年 4月 4日			
名称		労働保険事務組合〇〇商工会議所	
〒		424 - 0000 電話 (054) 1234 - 5678	
労働保険事務組合の主たる事務所の所在地		静岡県〇〇市中区〇〇町△ - △	
代表者の氏名		労災 一郎	
⑦ 特別加入を希望する日（申請日の翌日から起算して30日以内） 令和7年 4月 25日			

上記のとおり特別加入の申請をします。

令和7年 4月 24日

静岡 労働局長 殿

事業主の

住所

氏名

〒 424 - 0000 電話 (054) 9786 - 5432

静岡県〇〇市中区××通口 - ×

厚生塗装有限公司 代表取締役 厚生 太郎

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

包括加入の原則を踏まえ、他に加入対象者はいない旨を記載してください。

※この様式は、厚生労働省 HP からダウンロードできます。
(カスタム検索で「特別加入申請書」)

様式第34号の8（表面）

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）
特別加入脱退申請書

- ・特別加入者の業務内容等の変更
- ・一部脱退
- ・追加で新規加入者がいる場合は本様式を使用

帳票種別 36241		◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないください。（職員が記載します。）	
特別加入の承認に係る事業 労働保険番号 22100900005008		受付年月日 令和 9 年 9 月 26 日	
事業の名称 静岡労働工業 株式会社		事業場の所在地 静岡市葵区日出町〇-〇	

今回の変更届に係る者 合計：2人 内訳（変更：1人、脱退：1人、加入：1人）				＊この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。		
変更届の場合（特別加入者のうち一部に変更がある場合）	変更年月日 令和7年9月26日	変更を生じた者のフリガナ氏名 労働 敦	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄） 役員	業務又は作業の内容 役員退任等により、遡及して脱退する場合、確認書類（登記簿謄本の写）等を添付願います。		
	生年月日 昭和36年5月2日	変更後のフリガナ氏名 労働 敦	変更後の関係 1 本人 3 役員 5 家族従事者	変更後の業務又は作業の内容		
	変更年月日 令和7年7月28日	変更を生じた者のフリガナ氏名 労働 敦	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄） 役員	業務又は作業の内容		
	生年月日 昭和36年5月2日	変更後のフリガナ氏名 労働 敦	変更後の関係 1 本人 3 役員 5 家族従事者	変更後の業務又は作業の内容		
特別加入者のうち一部に変更がある場合	特別加入予定者 令和7年10月1日 労働 哲也	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄） 1 本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の具体的内容 マシニングセンターのオペレーター 休憩 12時～13時	除染作業 1 有 3 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	
	生年月日 昭和52年12月19日	変更後のフリガナ氏名 労働 哲也	変更後の関係 1 本人 3 役員 5 家族従事者	労働者の始業及び終業の時刻（中小事業主等のみ） 8時00分～17時00分	業務歴 最初に従事した年月 令和7年9月 従事した期間の合計 年間 9ヶ月 希望する給付基礎日額 12,000円	
	特別加入者のうち一部に変更がある場合	特別加入予定者 令和7年10月1日 労働 哲也	中小事業主又は一人親方との関係（地位又は続柄） 1 本人 3 役員 5 家族従事者	業務又は作業の具体的内容 マシニングセンターのオペレーター 休憩 12時～13時	除染作業 1 有 3 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし
	生年月日 昭和52年12月19日	変更後のフリガナ氏名 労働 哲也	変更後の関係 1 本人 3 役員 5 家族従事者	労働者の始業及び終業の時刻（中小事業主等のみ） 8時00分～17時00分	業務歴 最初に従事した年月 令和7年9月 従事した期間の合計 年間 9ヶ月 希望する給付基礎日額 12,000円	
変更決定を希望する日（変更届提出の翌日から起算して30日以内）				令和7年10月1日		

脱退申請 以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。 ＊申請の理由（脱退の理由）	＊脱退を希望する日（申請日から起算して30日以内） 令和7年9月26日
---	--

上記のとおり 変更を生じたので届けます。 特別加入脱退を申請します。

令和7年9月26日 静岡 労働局長 殿

〒420-0837 電話（054）252-8165

住所 静岡市葵区日出町〇-〇

事業主の氏名 静岡労働工業（株） 代表取締役 労働 一郎
 （法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

※この様式は、厚生労働省 HP からダウンロードできます。
 （カスタム検索で「特別加入申請書」）

静岡徴組様式

(記載例)

特別加入状況証明書

労 働 保 険 番 号	府 県		所 掌	管 轄		基 幹 番 号						枝 番 号		
	2	2	3	0	1	9	2	3	4	5	0	9	9	9

事業の名称 ろうどう販売有限会社

事業場の所在地 静岡市駿河区C町×ー×

事業主氏名 代表取締役 静岡太郎

委託解除年月日 令和 7 年 3 月 31 日

特別加入者氏名 上段→フリガナ 下段→漢字	委託解除時給付基礎日額	特別加入承認年月日 最終変更年月日
シズオカ タロウ 静岡 太郎	10,000 円	平成 31 年 5 月 3 日 令和 2 年 6 月 1 日
シズオカ コタロウ 静岡 小太郎	10,000 円	平成 26 年 6 月 1 日 年 月 日
引き続き特別加入する方の 氏名等を記入してください。 なお、脱退する方については、 「変更届」を提出してください。	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日

特別加入の加入状況について、上記のとおり証明します。

令和 7 年 3 月 31 日

5部作成必要 旧事務組合 → 新事務組合 → 監督署へ	番号	〒 4 2 2 - 0 1 2 3
原本1部と写し1部を提出 (残り1部は事業主用)	番号	054 - 238 - 9999
添付書類については、手引きP56~57 を参照してください。	所在地	静岡市駿河区×町○ー○
	称	駿河区労働保険協会
	代表者氏名	駿河 太郎

旧事務組合⇒事業主⇒新事務組合⇒監督署へ写し2部提出

(記入例)

組様式第11号

労働保険事務等委託解除通知書

労働保険番号	府県	所轄	管轄	基幹番号	枝番号	雇用保険事業番号	2	2	0	1	-	9	9	9	9	9	9	-	2
事業場名	ろうどう販売有限会社						常時使用者数	5人											
事業場の所在地	静岡市駿河区C町×-×						雇用保険被保険者数	5人											
委託解除の理由	委託を解除し、他の事務組合に委託します。																		
委託解除年月日	令和7年3月31日																		

上記の理由により労働保険事務等の委託を解除することとしましたので通知します。

郵便番号422-0000 電話番号 054-135-7902

令和7年3月13日

名称 ろうどう販売有限会社

委託解除年月日
以前であること

所在地 静岡市駿河区C町×-×

駿河区労働保険協会
駿河 太郎 殿

代表者氏名 代表取締役 静岡太郎

令和7年3月13日付で通知がありました労働保険事務等の委託解除を
認めます。

①と同じ年月日となること

郵便番号422-0123 電話番号 054-238-9999

年 月 日

名称 駿河区労働保険協会

①以降で、委託解除年月日
以前の日となること

所在地 静岡市駿河区×町〇-〇

ろうどう販売有限会社
代表取締役 静岡太郎 殿

代表者氏名 駿河 太郎

新事務組合⇒監督署へ写し2部提出

組様式第1号

(記入例)

労働保険事務等委託書

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

事業場名	ろうどう販売有限会社	常時使用者数	5人
事業場の所在地	静岡市駿河区〇町×ー×	雇用保険被保険者数	5人
委託事項	● 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務 ● 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務(個人番号関係事務を含む。) ● 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務 ● 労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ● その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務		
委託事務処理開始年月日	①(予定) 令和 7年 4月 1日 より		
上記のとおり貴組合に労働保険事務等の処理を委託します。 ただし、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」(組様式第4号)は、貴組合が指定する期日までに当方において作成し、提出します。 委託解除日の翌日であること (郵便番号 422 - 0000) 電話 (054) - (238) × × × × 番 委託解除日の翌日以前であること 4/1以前でないと間に合わない ② 令和 7年 3月 24日 住所 静岡市駿河区〇町×ー× 事業主の ろうどう販売有限会社 氏名 代表取締役 静岡 太郎 葵区労働保険協会 殿			

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	上記の委託を承諾します。 (承諾できません。)	
	2	2	3	0 1 9	2 3 1 2 0		9 9 9
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号		
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	不承諾の理由	
令和 7年 4月 1日	名 称 葵区労働保険協会					(郵便番号 420 - 0000) 電話 (054) - (123) × × × × 番	
②以降で①以前の年月日となること							
労働保険事務組合					の 所在地 静岡市葵区〇町△ー△		
ろうどう販売有限会社 代表取締役 静岡 太郎 殿					代表者氏名 葵 太郎		

(記入例)

様式第1号(第4条、第64条、附則第2条関係)(1)(表用)

提出用

労働保険

0:保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)
1:保険関係成立届(有期)
2:任意加入申請書(事務処理委託届)

年 月 日

3 1 6 0 0

労働保険番号

2 2 3 0 1 9 2 3 1 2 0 - 0 0 0

事業所番号

4 2 2 - 0 0 0 0

住所(つづき) 町名

スルカ ` クオ チ ヨ ウ

住所(つづき) 丁目・番地

× × ×

住所(つづき) ビル・マンション名等

静岡市

住所(つづき) 町名

駿河区〇町

住所(つづき) 丁目・番地

× × ×

住所(つづき) ビル・マンション名等

名姓・氏名

ロウト ` ウハンハ ` イ

名姓・氏名(つづき)

ユウケ ` ンカ ` イシャ

名姓・氏名(つづき)

ろ う ど う 販 売

名姓・氏名(つづき)

有 限 会 社

名姓・氏名(つづき)

加入届の労働保険

労働保険

16年4月1日

16年4月1日

一般・短期

5 人

14,000 千円

420-0000

静岡市葵区〇町△△

054-123-××××

葵区労働保険協会

葵 太 郎

労働保険に関する一切の事務及び、個人番号関係事務

事業開始年月日

事業終了年月日

建設の事業の経費金額

定木の伐倒の事業の資材費生産量

住所又は所在地

委託替え、個別より移行の際は従来使用していた労働保険番号を記入

7 - 1 6 - 4 - 1 9 - 0 7 - 4 - 1

5

2 2 3 0 1 9 2 3 4 5 0 - 9 9 9

法人番号もお忘れなくご記入ください。
(個人事業主の場合は0を記入)

ろ う ど う 販 売 有 限 会 社

第7章 メリット制度について

労災保険の保険料率は、負担の公平を図るため、「事業の種類」ごとの災害率等を基礎として定められています。事業の種類が同一であっても、その事業の設備や作業工程、災害防止努力の如何等によって、災害率にかなりの高低があります。

そこで事業主の負担の公平を図ると共に、自主的な災害防止努力を促進するため、個々の事業の収支率（前々年度以前3保険年度の保険給付額・特別支給金額の合算額と当該期間中の確定保険料額に一定の調整率を乗じて得た額との割合）が、100分の85を超え、または100分の75以下のものについて、その事業に適用されている労災保険率を引き上げまたは引き下げを行います。これを「メリット制度」といいます。

この引き上げまたは引き下げの範囲は、増減率が最大±40%（立木の伐採の事業のみ±35%）の範囲内で行われます。

1 適用の対象となる事業

継続メリット制の適用を受ける事業とは次の「事業の継続性」と「事業の規模」に関する要件を同時に満たしている事業です。

(1) 「事業の継続性」

メリット制によって労災保険率が増減される保険年度の前々年度に属する3月31日（以下「基準となる3月31日」という）現在において、労災保険に係る労働保険の保険関係が成立後3年以上経過していること。

(2) 事業の規模

基準となる3月31日の属する保険年度から過去に遡って連続する3保険年度中の各保険年度において、次の各号のいずれかに該当すること。

ア. 100人以上の労働者を使用する事業

- ① 船渠（せんきょ）、船舶、岸壁、波止場、または倉庫における貨物の取扱いの事業においては、前年度中に使用した延べ労働者数をその期間の所定労働日数で除して得た労働者数が100人以上
- ② 上記①以外の事業にあっては、前年度の各月末（賃金締切日がある場合には、月末直前の賃金締切日）の使用労働者数の合計を12カ月で除して得た労働者数（小数点以下切捨て）が100人以上

イ. 20人以上100人未満の労働者を使用する事業

労働者数に当該事業にかかる労災保険率（非業務災害にかかる0.60/1000を減じた率）を乗じて得た数が0.4以上であること。

ウ. 建設の事業及び立木の伐採事業

- ① 有期事業の一括を受けていること。
- ② 3保険年度連続して確定保険料の額が40万円以上であること。

※年間の確定保険料の合計が40万円以上100万円以下の場合、増減率は±30%の範囲内となります。

2 メリット事業の申告書等作成時の留意事項

メリット適用事業場に係る令和7年度労災保険率については、「保険料申告書」と併せて送付する「労災保険率決定通知書」にて通知します。

「保険料申告書」には、一般継続事業の場合は労災保険率、一括有期事業の場合はメリット増減率が記載されています。

「保険料申告書内訳」は、末尾「0」（「1」含む）、「4」、「5」、及び「6」（「7」含む）毎にメリット適用事業場（分離処理されている事業場）のみについて一括して作成してください。

メリット適用事業場については、母体との区分を明確にするため、総括表、申告書内訳の上部余白に **メリット適用分** と朱書表示してください。

- (1) 令和6年度より引き続きメリット適用となる場合
 - ・確定保険料については、令和6年度に通知済みの労災保険率で計算してください。
 - ・概算保険料の計算は、令和7年度に送付される「労災保険率決定通知書」の労災保険率で行ってください。
- (2) 令和6年度はメリット適用であったが、令和7年度よりメリット落ちした場合
 - ・令和7年度の「労災保険率決定通知書」は送付されません。
 - ・メリット番号の「保険料申告書」が送付されますが、確定保険料欄のみ記入し、確定保険料不足分、一般拠出金を納付してください。
 - ・概算保険料については、母体に含めて提出してください。
 - ・**総コン利用組合は、令和7年度概算も母体から分離させてください。**
- (3) 令和7年度より新規にメリット適用となった場合
 - ・令和7年度の「労災保険率決定通知書」が送付されます。
 - ・確定保険料欄に未申告と表示されたメリット番号の「保険料申告書」が送付されますので、概算保険料欄のみ記入し、保険料を納付してください。
 - ・確定保険料については、母体に含めて計算してください。
 - ・**総コン利用組合は、令和6年度確定も母体から分離させてください。**

第8章 参 考 資 料

静岡労働局HP等より用紙がダウンロードできます。

静岡労働局HP等より、下記の用紙がダウンロードできます。

静岡労働局トップページ→各種法令・制度・手続き→労働保険関係→
労働保険等に関する証明・照会関係（加入証明・納付証明等） となります。

ダウンロードできる用紙

1 特別加入届出用紙関係

(1) 特別加入申請書	厚生労働省HP
(2) 特別加入に関する変更届	厚生労働省HP
(3) 特別加入状況証明書	エクセル方式

2 労働保険料口座振替関係

(1) 労働保険料口座振替用紙（※）	厚生労働省HP
--------------------	---------

※「法人・個人事業主用」と「労働保険事務組合用」とは、様式が異なります。
ご注意ください。

3 労働保険年度更新関係【特別加入（2種 3種）】

(1) 給付基礎日額の変更手続きについて（第2種）	PDF形式
(2) 第2種 保険料算定基礎内訳名簿 第2種 特別加入保険料申告書内訳書	エクセル形式
(3) 給付基礎日額の変更手続きについて（第3種）	PDF形式
(4) 第3種 保険料算定基礎内訳名簿	厚生労働省HP
(5) 第3種 特別加入保険料申告内訳書	厚生労働省HP

厚生労働省 労働保険関係各種様式「[厚生労働省HP](#)へリンク」も併せてご利用ください。

労 災 保 険 率 表

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率	
		～R 6.3.31	R 6.4.1～
林業	林業	60	52
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18	18
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88	88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13
	原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5
	採石業	49	37
	その他の鉱業	26	26
	水力発電施設、ずい道等新設事業	62	34
建設事業	道路新設事業	11	11
	舗装工事業	9	9
	鉄道又は軌道新設事業	9	9
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5	9.5
	既設建築物設備工事業	12	12
	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6
	その他の建設事業	15	15
製造業	食料品製造業	6	5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4
	木材又は木製品製造業	14	13
	パルプ又は紙製造業	6.5	7
	印刷又は製本業	3.5	3.5
	化学工業	4.5	4.5
	ガラス又はセメント製造業	6	6
	コンクリート製造業	13	13
	陶磁器製品製造業	18	17
	その他の窯業又は土石製品製造業	26	23
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5	6.5
	非鉄金属精錬業	7	7
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5	5
	鋳物業	16	16
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10	9
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5	6.5
	めつき業	7	6.5
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5	5
	電気機械器具製造業	2.5	3
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4	4
	船舶製造又は修理業	23	23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5
	その他の製造業	6.5	6
運輸業	交通運輸事業	4	4
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9	8.5
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9	9
	港湾荷役業	13	12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13
	清掃、火葬又はと畜の事業	13	13
	ビルメンテナンス業	5.5	6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3
	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
	その他の各種事業	3	3
	船舶所有者の事業	47	42

(単位：1/1,000)

雇 用 保 険 率 表

区 分 事 業	R 4 年 3 月 まで		R 4 年 4 月～R 4 年 9 月		R 4 年10月～R 5 年 3 月		R 5 年 4 月～	
	保 険 率	事 業 主 負 担 分	保 険 率	事 業 主 負 担 分	保 険 率	事 業 主 負 担 分	保 険 率	事 業 主 負 担 分
		被 保 険 者 負 担 分		被 保 険 者 負 担 分		被 保 険 者 負 担 分		被 保 険 者 負 担 分
一般の事業	$\frac{9}{1000}$	$\frac{6}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$	$\frac{13.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$
		$\frac{3}{1000}$		$\frac{3}{1000}$		$\frac{5}{1000}$		$\frac{6}{1000}$
農林水産 清酒製造の事業	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{7.5}{1000}$	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$
		$\frac{4}{1000}$		$\frac{4}{1000}$		$\frac{6}{1000}$		$\frac{7}{1000}$
建設の事業	$\frac{12}{1000}$	$\frac{8}{1000}$	$\frac{12.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{16.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{18.5}{1000}$	$\frac{11.5}{1000}$
		$\frac{4}{1000}$		$\frac{4}{1000}$		$\frac{6}{1000}$		$\frac{7}{1000}$

(注 1) 農林水産の事業のうち、牛馬育成、酪農、養鶏、養豚、園芸サービスの事業、内水面養殖の事業は、一般の事業と同じ保険料率となります。

(注 2) 従来から、雇用保険被保険者の負担する一般保険料については、雇用保険の一般保険料額表により、賃金額に該当する保険料額を控除することとされていましたが、平成17年 4 月 1 日から、被保険者の負担すべき保険料額は、それぞれの賃金総額に保険料率（上表の被保険者負担分）を乗じて得た額となります。

この計算により 1 円未満の端数が生じた場合には、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 3 条」に基づき、50 銭未満の端数があるときには切り捨て、50 銭以上 1 円未満のときには 1 円に切り上げることとなります。

ただし、これらの端数処理の取扱は、労使の間で慣習的な取扱等の特約がある場合には、この限りではなく、例えば、従来切り捨てで行われていた場合、引き続き同様の取扱を行っていただいても差し支えありません。

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による 1 /12の額
25,000円	9,125,000円	760,417
24,000円	8,760,000円	730,000
22,000円	8,030,000円	669,167
20,000円	7,300,000円	608,334
18,000円	6,570,000円	547,500
16,000円	5,840,000円	486,667
14,000円	5,110,000円	425,834
12,000円	4,380,000円	365,000
10,000円	3,650,000円	304,167
9,000円	3,285,000円	273,750
8,000円	2,920,000円	243,334
7,000円	2,555,000円	212,917
6,000円	2,190,000円	182,500
5,000円	1,825,000円	152,084
4,000円	1,460,000円	121,667
3,500円	1,277,500円	106,459

特別加入保険料算定基礎額表（月割早見表）

給付 基礎日額	保険料 算定基礎額	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9 か月	10か月	11か月
25,000 ^円	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

特 別 加 入 保 険 料 率 表

(令和6年4月1日施行)

第一種特別加入保険料率

・当該事業に適用される労災保険率と同一の率である。

第二種特別加入保険料率

(単位: 1/1,000)

事業又は 作業の種 類の番号	事 業 又 は 作 業 の 種 類	第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	48
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	3
特 1 0	労災保険法施行規則第46条の17第10号の事業（あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師）	3
特 1 1	労災保険法施行規則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3
特 1 2	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械作業従事者）	3
特 1 3	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
特 1 4	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14
特 1 5	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5
特 1 6	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
特 1 7	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3
特 1 8	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
特 1 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
特 2 0	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
特 2 1	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3
特 2 2	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5
特 2 3	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3
特 2 4	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3
特 2 5	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3

第三種特別加入保険料率

(単位: 1/1,000)

対	象	第三種特別加入 保険料率
	海外で行われる事業に派遣される労働者等	3

粉じん作業の種類

- ・土石、岩石または鉱物を掘削する作業
- ・鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、または傾けることにより鉱物等を積下ろす作業
- ・坑内の鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積込み、または積下ろす作業
- ・坑内において鉱物等の運搬、充填し、または岩粉を散布する作業
- ・岩石または鉱物を裁断、彫り、または仕上げする作業
- ・研磨剤の吹き付けにより研磨、または研磨剤を用いて動力により岩石、鉱物、金属を研磨もしくは、ばり取りもしくは金属を裁断する作業
- ・鉱物等、炭素を主成分とする原料またはアルミニウムはくを動力により破碎、粉碎、ふるい分ける作業
- ・セメント、フライアッシュまたは粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品を乾燥、袋詰め、積込み、積下ろす作業
- ・粉状のアルミニウムまたは酸化チタンを袋詰めする作業
- ・粉状の鉱石または炭素原料を原料または材料として使用する物を製造、加工する工程において粉状の鉱石炭素原料またはこれらを含む物を混合、または散布する作業
- ・ガラス、またはほうろうを製造する工程において原料を混合する作業、または原料もしくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業
- ・陶磁器、耐火物、珪藻土製品または研磨材を製造する工程において原料を混合、成形し原料や半製品を乾燥し、半製品、製品を台車に積込み、積下ろし、仕上げ、荷造りする作業、かまの内部に立ち入る作業
- ・炭素製品を製造する工程で炭素原料を混合、成形、半製品、製品を炉詰め、炉出し、仕上げする作業
- ・砂型を用いて鋳物を製造する工程で砂型をこわし、砂落とし、再生、砂を混練、鋳ばり等を削り取る作業
- ・鉱物等を運搬する船舶の船倉内で鉱物等をかき落とし、またはかき集める作業
- ・金属その他無機物を製錬、溶融する工程で土石、鉱物を開放炉に投げ入れ焼結湯出し鋳込みする作業
- ・粉状の鉱物を燃焼する工程、金属その他無機物を製錬し溶融する工程で炉、煙道、煙突等に付着、堆積した鉱さい灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み下ろし、容器に入れる作業
- ・耐火物を用いてかま、炉等を築造、修理、または耐火物を用いたかま、炉等を解体、破碎する作業
- ・屋内、坑内またはタンク、船舶、管、車両等の内部で金属を溶断、アーク溶接、アークでのガウジンク作業
- ・金属を溶射する場所の作業
- ・染土の付着した藺草を庫入れ、蔵出し、選別調整、または製織する場所で作業
- ・長大ずい道の内部のホッパー車からバラストを取りおろし、マルチプルタイタンパーにより道床をつき固める作業
- ・石綿をときほぐし合剤、紡績、紡織、吹付け、積込み、積下ろし、石綿製品を積層、縫合わせ、切断、研磨仕上げ、包装する場所で作業

参考資料 6

有機溶剤

(労働安全衛生法施行令 別表第六の二)

取り扱う有機溶剤にチェックを入れてください

	〈第1種有機溶剤〉
☐	1, 2-ジクロルエチレン (二塩化アセチレン) 二硫化炭素
☐	二硫化炭素
	〈第2種有機溶剤〉
☐	アセトン
☐	イソブチルアルコール
☐	イソプロピルアルコール (2-プロパノール)
☐	イソペンチルアルコール (イソアミルアルコール)
☐	エチルエーテル
☐	エチレングリコールモノエチルエーテル (セロソルブ)
☐	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (セロソルブアセテート)
☐	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (ブチルセロソルブ)
☐	エチレングリコールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ)
☐	オルト-ジクロルベンゼン
☐	キシレン
☐	クレゾール
☐	クロルベンゼン
☐	酢酸イソブチル
☐	酢酸イソプロピル
☐	酢酸イソペンチル (酢酸イソアミル)
☐	酢酸エチル
☐	酢酸ノルマルブチル 酢酸ノルマルプロピル
☐	酢酸ノルマルペンチル (酢酸ノルマルアミル)
☐	酢酸メチル
☐	シクロヘキサノール
☐	シクロヘキサノン
☐	N,N-ジメチルホルムアミド
☐	テトラヒドロフラン
☐	1, 1, 1-トリクロルエタン
☐	トルエン
☐	ノルマルヘキサン
☐	1-ブタノール
☐	2-ブタノール
☐	メタノール
☐	メチルエチルケトン
☐	メチルシクロヘキサノール
☐	メチルシクロヘキサノン
☐	メチルノルマルブチルケトン
	〈第3種有機溶剤〉
☐	ガソリン
☐	コールタールナフサ
☐	石油エーテル
☐	石油ナフサ 石油ベンジン
☐	テレピン油
☐	ミネラルスピリット

参考資料 7

振 動 工 具 の 種 類

昭和52年 5 月28日付け基発第307号記の 2 で示す振動工具

使用する工具にチェックを入れてください

☐	① さく岩機
☐	② チッピングハンマー
☐	③ 鋌打機
☐	④ コーキングハンマー
☐	⑤ ハンドハンマー
☐	⑥ ベビーハンマー
☐	⑦ コンクリートブレイカー
☐	⑧ スケーリングハンマー
☐	⑨ サンドランマー
☐	⑩ チェンソー
☐	⑪ ブッシュクリーナー
☐	⑫ エンジンカッター
☐	⑬ 携帯用木材皮はぎ機
☐	⑭ 携帯用タイタンバー
☐	⑮ 携帯用研削盤
☐	⑯ スイング研削盤
☐	⑰ 卓上用研削盤
☐	⑱ 床上用研削盤
☐	⑲ ①から⑱までに掲げる振動工具と類似の振動を身体局所に与えると認められる工具

※⑲に該当する振動工具の例

ストーパー、シンカー、ジェットタガネ、オートケレン、スーパーチゼル、ペーピングブレイカー、フラックスチップ、エアーチップ、アングルグライダー、コンクリートバイブレーター、インパクトレンチ、バイブレーションシャー、バイブレーションドリル、電動ハンマー、オービタルサンダー

労災・雇用保険の対象労働者（被保険者）の範囲

区 分	労 災 保 険	雇 用 保 険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。 また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。	雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、 ① 1 週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ② 31 日以上雇用見込がある場合 には原則として被保険者となります。 ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。 ○ 季節的に雇用されるものであって、次のいずれかに該当するもの ・ 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者 ・ 1 週間の所定労働時間が30時間未満である者 ○ 昼間学生
法人役員（取締役）の取扱い	代表権・業務執行権（注1）を有する役員は、労災保険の対象となりません。 ① 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。 ② 法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。 ③ 監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。	株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。 ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係（注2）があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ① 代表取締役は被保険者になりません。 ② 監査役は原則として被保険者になりません。 また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。 ○ 合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。 ○ 有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。 ○ 農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ○ その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでないかぎり被保険者とはなりません。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。
事業主と同居している親族	事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立していると見て、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。 ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ② 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること	原則として被保険者となりません。 ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所（ハローワーク）へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ② 就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること ③ 事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと

日 雇 労 働 者	すべて対象者となります。	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります（臨時・内職的な場合は該当しません）。
2 つ以上の適用事業主に雇用される者	すべて「労働者」として対象となります。	1 つの雇用関係のみが認められ、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。（注3）
季節的労働者 （出稼労働者）	すべて「労働者」として対象となります。	雇用契約期間が4カ月を超える者は被保険者となります。
昼 間 学 生	すべて「労働者」として対象となります。	卒業見込証明書を有する者で卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務することが予定され、通常の労働者と同様に勤務することが認められる者（休学中の者も含む）は被保険者となります。 通信教育、夜間、定時制の学生は被保険者となります。
外国人労働者	原則として、労働基準法等関係法令が適用されるものが「労働者」として対象となります。	日本国に在住し、適法に就労する外国人は、外国公務員及び外国の失業保障制度の適用を受けていることが立証されたものを除き、国籍（無国籍を含む）のいかんを問わず被保険者となります。

（注1）株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限（代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限）。

（注2）業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

（注3）雇用保険のマルチジョブホルダー制度を選択した場合は2つ以上の事業所において被保険者となります。

労働保険対象賃金の範囲

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	就業規則・労働協約等の定めがある とないとを問わない
通勤手当	課税分、非課税分を問わない	出張旅費 宿泊費	
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当 寝具手当	
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して 支払う残業手当等	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの の法定額60%を上回った差額分を含 めて賃金としない
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う 手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して 支払う手当や、特殊な作業に就いた 場合に支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者 を解雇する際、解雇日の30日以前に 予告をしないで解雇する場合に支払 う手当
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	財産形成貯蓄 等のため事業 主が負担する 奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労 者の財産形成貯蓄を援助するために 事業主が一定の率又は額の奨励金を 支払う場合（特殊奨励金など）
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手 当等	会社が全額負 担する生命保 険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と 生命保険等厚生保険の契約をし、事 業主が保険料を全額負担するもの
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受け ている場合で事業主が一定の率又は 額の利子補給金等を支払う場合
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	住宅の貸与を 受ける利益 （福利厚生施 設として認め られるもの）	住宅貸与されない者全員に対し（住 宅）均衡手当を支給している場合は、 賃金となる場合がある
物価手当 生活補給金	家計補助の目的で支払う手当		
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主 の責に帰すべき事由に支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当		
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する 場合		
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支 払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原 則として含む		
その他	不況対策による賃金からの控除分が 労使協定に基づき遡って支払われる 場合の給与		

●労務費率・労災保険料率表 (事業開始が令和6年4月1日以降のもの)

業種 番号	事業の種類		労務費率 (%)	労災保険率 (×1/1000)
31	水力発電施設、ずい道等新設事業		19	34
32	道路新設事業		19	11
33	ほ装工事業		17	9
34	鉄道又は軌道新設事業		19	9
35	建設事業 (既設建築物設備工事業を除く)		23	9.5
36	機械装置の組付又は据付の事業	組立または据付に係るもの	38	6
		その他	21	
37	その他の建設事業		23	15
38	既設建築物設備工事業		23	12

※令和6年3月31日以前に開始した工事がある場合は、静岡労働局にお問い合わせください。

業種変更に係る申立書(記入例)

事業場名	〇〇製造(株)	労働保険番号	22〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇
------	---------	--------	------------------

1. 事業開始年月日

平成〇〇年〇月〇日

2. 事業開始から現在までの事業内容の変遷

事業開始当時は〇〇機械（製品名）の製造が約〇割であった。

平成〇〇年〇〇と取引開始により、△△製品（製品名）の製造開始。

令和 〇年頃より、売上の〇〇%が、△△製品（製品名）が占めるようになった。

3. 事業概要（現在）

△△製品製造業 ××社製〇〇機械（品番A〇〇〇〇〇〇〇）による、〇〇プレス製品等の打ち抜き、
絞り、曲げ加工

現在は売上高の約〇〇%が△△製品の製造となっている。

（別添会社概要パンフレット等による）

4. 具体的な作業内容（作業工程等）

材料(〇〇)仕入れ⇒ 〇〇加工 ⇒ △△洗浄 ⇒ 検査 ⇒ 出荷

5. 機械設備の内容

××社製造機械2台 〇〇製〇〇tプレス機械2台 △△洗浄器3台

（別添会社概要のパンフレット、現場写真等による）

6. 製造品目の内訳・売上高（比率等）

令和〇〇年度までは〇〇製品製造（製品名）が売上高の約〇〇%であったが、令和〇〇年度中に〇〇
製品（製品名）の製造は売上高の約〇〇%にとどまり、変わって△△製品（製品名）製造の売上高が
約〇〇%を占めることとなった。

△△製品製造（製品名）に関わる労働者数も売上高とともに増加しており、現在は全従業員の〇〇%
が△△製品の製造作業に従事している。

7. 労働者数

〇〇人

8. 労働者の職務分担（組織）

代表取締役社長の指揮命令を受けた品質管理責任者である専務取締役が、製造部門の工場長と営業部長を統括管理している。

製造部門に〇〇名、営業部門に〇名の社員が在籍している。

(別添会社概要パンフレット、組織図等による。)

9. 業種変更の具体的時期および年月日

令和〇〇年〇月

令和〇〇年〇月の前後を比較し、会計帳簿・契約書・賃金総額等により、売上高の変動及び主たる業務内容の変更が確認された。

以上により適用業種〇〇〇〇より△△△△へ業種の変更を申し立てます。

令和 年 月 日

主 業 事
所 住 業
名 氏 事

労働保険事務組合
住 所
名 称

担当者氏名 ()

添付資料

会社概要パンフレット

現場写真 製造品目の写真(画像)

組織図

会計帳簿(〇〇〇〇) 令和〇〇年〇〇月、〇〇月分の (写) 等

理 由 書

令和 年 月 日

静岡労働局長殿

労働保険番号

事業主の住所

事業主の氏名

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

私は、下記理由により、特別加入の申請に係る事業について就業の実態がないため、特別加入者としなことを希望します。

(該当する理由に☑してください。その他の場合は具体的な理由を記入してください。)

- ☐ 病気療養中のため
- ☐ 高齢のため
- ☐ 他の事業に従事していて、名目上の事業主であるため
- ☐ 事業主の立場において行う、事業主本来の業務のみに従事するため
- ☐ その他

()

事務組合名	
-------	--

債務承認書・納付計画書

労働保険番号					徴定年度	期別	保険料	追徴金	延滞金	期別計
22										
委託事務組合										
								合計		

上記労働保険の保険料等が滞納又は未納であることを承認します。
今後については次のように納付することを誓約します。

【 納付計画 】					納付金額	【 納付計画 】					納付金額
納付年月日						納付年月日					
令和	年	月	日		円	令和	年	月	日		円
令和	年	月	日		円	令和	年	月	日		円
令和	年	月	日		円	令和	年	月	日		円
令和	年	月	日		円	令和	年	月	日		円
令和	年	月	日		円	令和	年	月	日		円
令和	年	月	日		円	令和	年	月	日		円

静岡労働局長 殿

令和 年 月 日

事業場所在地

事業場名

代表者名

電話番号

印

上記労働保険の保険料等の金額は同書作成時のものですので、納入等すでにされている場合はご了承ください。

※①法定納期より遅く労働保険料を納付されますと、労働保険徴収法第28条により年14.6%の延滞金が賦課されます。

②法定納期限の翌日から2月の間は、年4.3%の割合で計算されます（法定納期限が平成22年1月1日以降のものに限る）。

③平成27年1月1日～平成28年12月31日までは法定納期限の翌日から2月の間は年2.8%で計算され、それ以降は年9.1%で計算されます。

④平成29年1月1日～平成29年12月31日までは法定納期限の翌日から2月の間は年2.7%で計算され、それ以降は年9.0%で計算されます。

⑤平成30年1月1日～令和2年12月31日までは法定納期限の翌日から2月の間は年2.6%で計算され、それ以降は年8.9%で計算されます。

⑥令和3年1月1日～令和3年12月31日までは法定納期限の翌日から2月の間は年2.5%で計算され、それ以降は年8.8%で計算されます。

⑦令和4年1月1日～令和7年12月31日までは法定納期限の翌日から2月の間は年2.4%で計算され、それ以降は年8.7%で計算されます。

※延滞金につきましては、期ごとの保険料等を完納後に後日納付書を送付いたします。

※滞納金額の納付(分割納付を含む。)が履行されない場合には、労働保険徴収法第27条第3項により国税滞納処分の例によって、財産差押等の滞納処分が行われることがあります。

★委託事業主のみなさまへ★ 委託されている労働保険事務組合へ、速やかに提出してください。

滞納事業場における確定状況報告 (委託解除に係るもの)

提出年月日 令和 年 月 日

事務組合名称			労働保険番号	県	所掌	管轄	基幹番号
電話番号	担当者	22					

枝番号	事業場名	① 令和6年度 申告済 概算保険料	② ①に対する 納付済額	③ 令和6年度 確定保険料	比較		減額分	備考 (委託解除年月日)
					①≤③ ※ 1	①>③ ②≤③ ②>③ ※ 2		
							※ 1では ①-③の額 ※ 2では ①-②の額	
				合計	1件			

(注) 1. 「比較」欄は該当する不等式に○印を付けてください。
 2. 「減額分」欄は該当する算式により算出した額を記入してください。①≤③では空白としてください。
 3. 充当がある場合、②に計上します。

「債務承認書」証明が受けられない理由書

令和 年 月 日

静岡労働局長 殿

労働保険事務組合

所 在 地

名 称

代 表 者

担 当 者

電 話 番 号

委託事業場に係る「債務承認書」の証明を受けられない理由について、
下記のとおり報告します。

記

労働保険番号

事業場名

代表者名

所在地

電話番号

労働保険料等滞納状況 別添「債務承認書」のとおり

証明を受けられない理由

滞納労働保険料等督促状況報告書

令和 年 月 日

静岡労働局労働保険徴収課長 殿

労働保険事務組合

所在地

名 称

代表者

電話番号

委託事業場に係る滞納労働保険料等督促状況について下記のとおり報告します。

記

労働保険番号												委託継続中 ・ 委託解除	
事業場名													
所在地													
電話番号													
成立年月日		年 月 日											
委託解除年月日		令和 年 月 日											
年度	保険料等の種類	滞納額	事業所と接触した状況 (納付見込み内容を含む)										確認日 担当者
	確定不足	円											
	概算第 期	円											
	一般拠出金	円											
	確定不足	円											
	概算第 期	円											
	一般拠出金	円											
	確定不足	円											
	概算第 期	円											
	一般拠出金	円											
	確定不足	円											
	概算第 期	円											
	一般拠出金	円											
	確定不足	円											
	概算第 期	円											
	一般拠出金	円											

- ※1 「滞納事業場報告書」に記載され納付督促を行っても納付がない事業場について記入してください。
- ※2 当該年度分を記入し、過去にも滞納がある場合、過年度分も含めて報告してください。
- ※3 電話連絡等をして不応・不通の場合は、必ず訪問し事業の継続の有無について確認してください。
- ※4 納付された事業場については別途「納入事業場報告書」を提出してください。
- ※5 滞納事業場と連絡が取れなくなった場合または事業廃止等により滞納の恐れがあることを把握した場合には、速やかに「事故(事業廃止等)事業場報告書」を提出してください。

事故（事業廃止等）事業場報告書

令和 年 月 日

静岡労働局総務部労働保険徴収課長 殿

労働保険事務組合
所在地
名称
代表者
電話番号

委託事業場に係る事故（事業廃止等）について、下記のとおり報告します。

記

労働保険番号	—	雇用保険 適用事業所番号	—
事業場名		所在地	
代表者名		電話番号 (自宅・携帯等)	
事故年月日	令和 年 月 日	事故内容	
取引銀行		不動産等の財産	
滞納額			
事業場との 接触状況 接触時期、 接触回数、 接触場所、 接触方法、 等、 なるべく具体的に			

- ※1 事業場名は、株式会社・有限会社等を含め正式名称及び把握している店舗名等を記入してください。
- ※2 所在地は、支店・工場・倉庫・自宅等、把握している全てを記入してください。
- ※3 電話番号は、工場・自宅・携帯電話等、把握している全てを記入してください。
- ※4 取引銀行は、重要な調査対象ですので把握していれば支店名まで明記してください。
- ※5 滞納額は、労働保険料・一般拠出金に係る全ての滞納額を記入してください。確定精算の申告が済んでいない場合は、確定している賃金等報告の写しを添付してください。
- ※6 事業場との接触状況は、これまでの経過を具体的に記入してください。倒産等の場合は、倒産後の連絡先、責任者、担当弁護士等、把握している情報を記入してください。

静労徴組様式

特別加入状況証明書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号						枝番号		

事業の名称 _____

事業場の所在地 _____

事業主氏名 _____

委託解除年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

特別加入者氏名 上段→フリガナ 下段→漢字	委託解除時給付基礎日額	特別加入承認年月日		
		最終変更年月日		
	円	昭・平・令	年	月 日
		昭・平・令	年	月 日
	円	昭・平・令	年	月 日
		昭・平・令	年	月 日
	円	昭・平・令	年	月 日
		昭・平・令	年	月 日
	円	昭・平・令	年	月 日
		昭・平・令	年	月 日
	円	昭・平・令	年	月 日
		昭・平・令	年	月 日

特別加入の加入状況について、上記のとおり証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

郵便番号 _____ 〒 _____

電話番号 _____ — _____

労働保険事務組合の

所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
静 岡 労 働 局 労 働 保 険 徴 収 課	静岡市葵区追手町9-50静岡地方合同庁舎3階	0 5 4 - 2 5 4 - 6 4 3 7
静 岡 労 働 局 労 災 補 償 課	〃	0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 6 9
静 岡 労 働 局 監 督 課	〃	0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 5 2
静 岡 労 働 局 職 業 安 定 課	静岡市葵区追手町9-50静岡地方合同庁舎5階	0 5 4 - 2 7 1 - 9 9 5 0

労働基準監督署

監督署	所在地	電話番号	管轄区域
三島労働基準監督署 下田駐在事務所	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1階	0558 (22) 0649	下田市・賀茂郡
三島労働基準監督署	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎1階	055 (986) 9101	三島市・伊豆市・伊豆の国市・熱海市・伊東市・田方郡
沼津労働基準監督署	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津地方合同庁舎4階	055 (933) 5830	沼津市・御殿場市・裾野市・駿東郡
富士労働基準監督署	〒417-0041 富士市御幸町13-28	0545 (51) 2255	富士市・富士宮市
静岡労働基準監督署	〒420-8528 静岡市葵区伝馬町24-2 相川伝馬町ビル 2・3 階	労災関係 054-252-8108 庶務関係 054-252-8165 安全衛生関係 054-252-8107 監督関係 054-252-8106	静岡市
島田労働基準監督署	〒427-8508 島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎 3 階	0547 (37) 3148	島田市・藤枝市・牧之原市・焼津市・榛原郡
磐田労働基準監督署	〒438-8585 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎 4 階	0538 (32) 2205	磐田市・袋井市・掛川市・菊川市・御前崎市・周智郡
浜松労働基準監督署	〒430-8639 浜松市中央区中央町1-12-4 浜松合同庁舎8階	053 (456) 8150	浜松市・湖西市

公共職業安定所(ハローワーク)

公共職業安定所	所在地	電話番号	管轄区域
下田公共職業安定所	〒411-8509 下田市4-5-26	0558 (28) 0288	下田市・賀茂郡
三島公共職業安定所	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎1階	055 (980) 1304	三島市・伊豆市・伊豆の国市・熱海市・田方郡
三島公共職業安定所 伊東出張所	〒414-0046 伊東市大原1-5-15	0557 (37) 2605	伊東市
沼津公共職業安定所	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津地方合同庁舎1階	055 (918) 3715	沼津市・裾野市・駿東郡のうち清水町・長泉町
沼津公共職業安定所 御殿場出張所	〒412-0039 御殿場市かまど字水道1111	0550 (82) 0540	御殿場市・駿東郡のうち小山町
富士公共職業安定所	〒417-8609 富士市南町1-4	0545 (51) 2151	富士市
富士宮公共職業安定所	〒418-0031 富士宮市神田川町14-3	0544 (26) 3128	富士宮市
清水公共職業安定所	〒424-0825 静岡市清水区松原町2-15 清水地方合同庁舎1階	054 (351) 8604	静岡市のうち清水区
静岡公共職業安定所	〒422-8045 静岡市駿河区西島235-1	054 (238) 8608	静岡市のうち葵区・駿河区
焼津公共職業安定所	〒425-0028 焼津市駅北1-6-22	054 (628) 5155	焼津市・藤枝市
島田公共職業安定所	〒427-8509 島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎1階	0547 (36) 8609	島田市・榛原郡のうち川根本町
島田公共職業安定所 榛原出張所	〒421-0421 牧之原市細江4138-1	0548 (22) 0148	牧之原市・榛原郡のうち吉田町
掛川公共職業安定所	〒436-0077 掛川市駅前4-4 SKしんきんプラザ2階	0537 (22) 4185	掛川市・菊川市・御前崎市
磐田公共職業安定所	〒438-0086 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎1階	0538 (32) 6181	磐田市・袋井市・周智郡
浜松公共職業安定所 (アクトタワー庁舎)	〒430-7707 浜松市中央区板屋町111-2 アクトタワー7階	053 (457) 5153	詳細は91ページ
浜松公共職業安定所 細江出張所	〒431-1302 浜松市浜名区細江町広岡312-3	053 (522) 0165	詳細は91ページ
浜松公共職業安定所 浜北出張所	〒434-0037 浜松市浜名区沼269-1	053 (584) 2233	詳細は91ページ

浜松公共職業安定所・細江出張所・浜北出張所の管轄区域

名称	管轄区域
浜松公共職業安定所 (アクトタワー庁舎)	浜松市のうち中央区（細江出張所の管轄区域を除く）・湖西市
浜松公共職業安定所 細江出張所	浜松市中央区のうち初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町、浜名区（浜北出張所の管轄区域を除く）
浜松公共職業安定所 浜北出張所	浜松市浜名区のうち寺島、中条、横須賀、高畑、西美園、東美園、油一色、本沢合、道本、沼、貴布祢、小林、善地、高園、竜南、新野、新堀、八幡、永島、上善地、小松、内野、内野台一丁目、内野台二丁目、内野台三丁目、内野台四丁目、平口、染地台一丁目、染地台二丁目、染地台三丁目、染地台四丁目、染地台五丁目、染地台六丁目、上島、中瀬、豊保、於呂、根堅、尾野、宮口、新原、大平、堀谷、灰木、三大地、四大地、西中瀬一丁目、西中瀬二丁目、西中瀬三丁目・天竜区

静岡労働局 総務部 労働保険徴収課 事務組合係

〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階

TEL 054-254-6437